

(案)

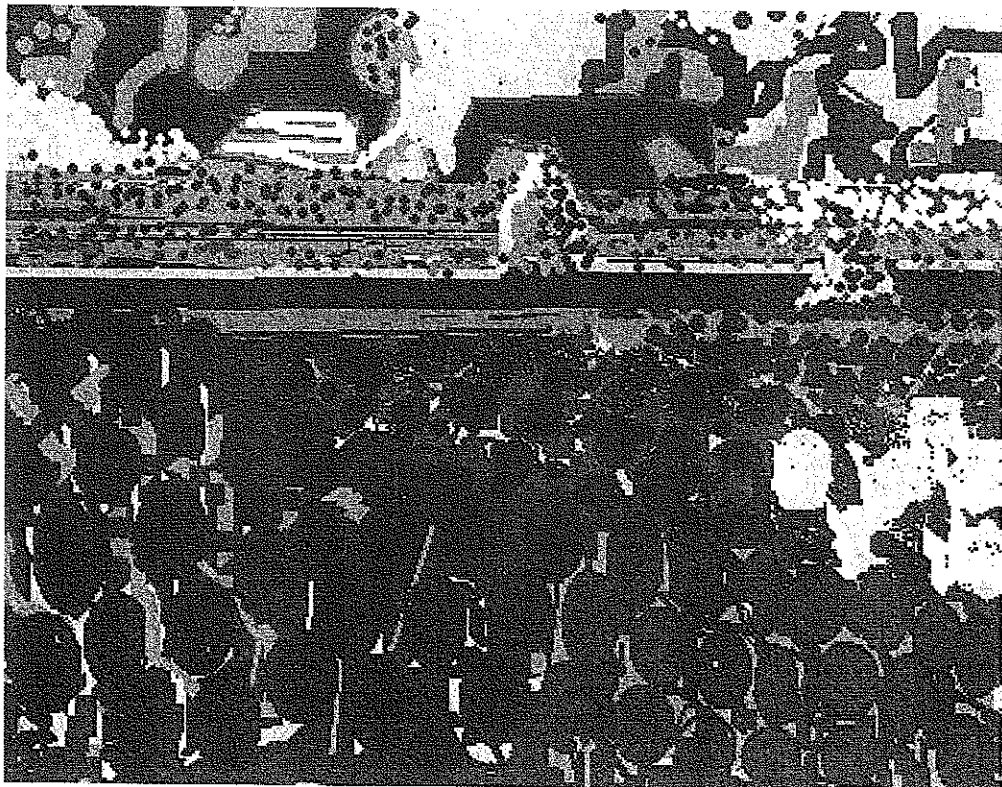
流山市障害者計画

(平成21年度～平成26年度)

第3期 流山市障害福祉計画

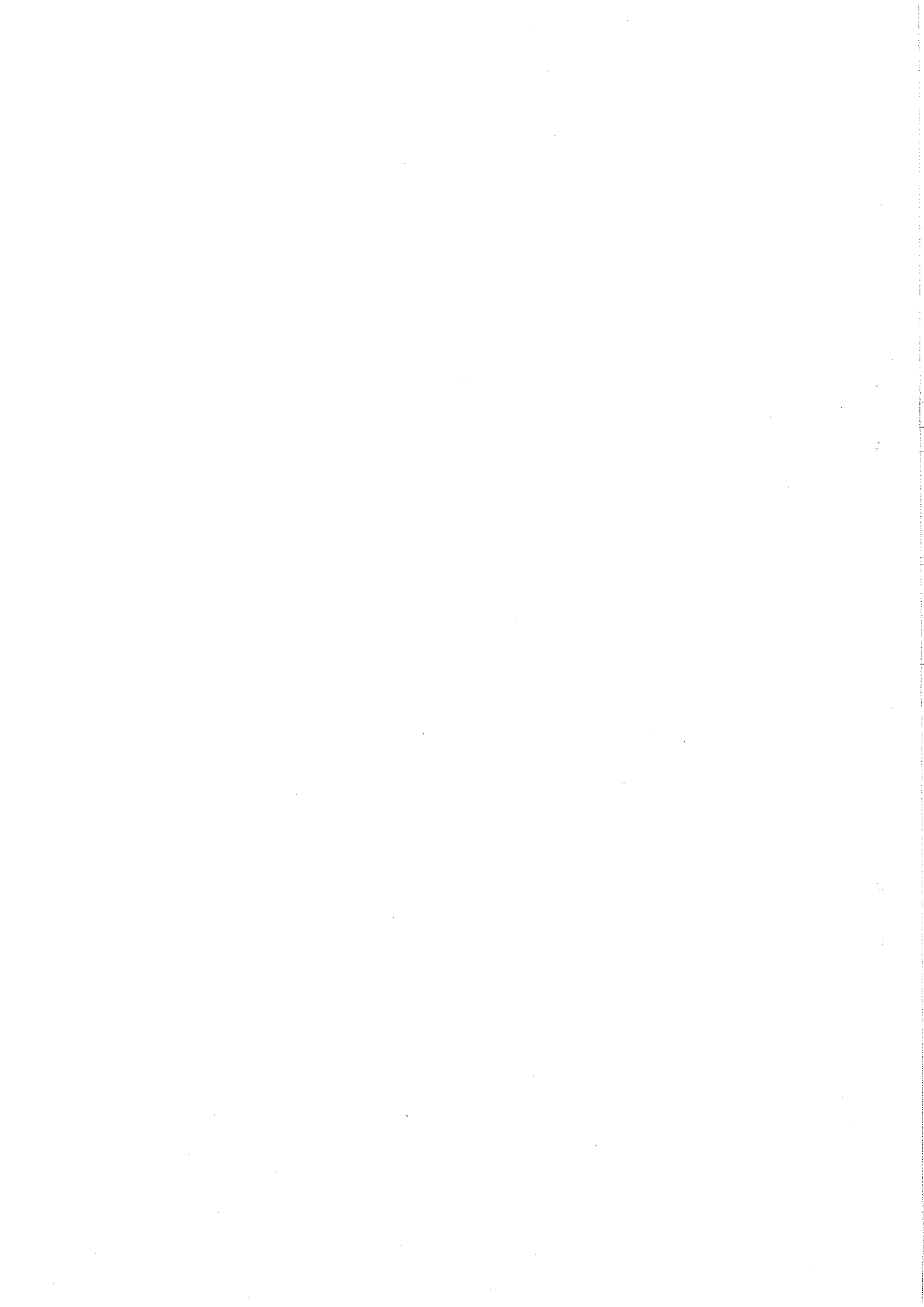
(平成24年度～平成26年度)

共に生き、共に築く、私たちのまち一流山



流山市

(平成23年12月18日現在)



障 害 者 計 画

目 次

第 1 編 総論 計画の策定

第 1 章 計画策定の趣旨

1	計画策定の背景	3
2	計画の期間	4
3	計画の性格と位置付け	5
4	人口と障害者手帳所持者の推計	6

第 2 章 流山市における障害者の状況

1	身体障害者の状況	7
2	知的障害者の状況	1 1
3	精神障害者の状況	1 3

第 3 章 障害者福祉施策の現状

1	社会参加の状況	1 5
2	社会的自立の推進	1 5
3	障害者雇用の状況	1 6
4	教育の充実	1 7
5	障害者（児）支援施設の状況	1 8

第 4 章 計画の目標

1	計画の基本理念	1 9
2	計画の基本方針	1 9
3	施策分野と主要課題（施策体系）	2 3
4	重点事業	2 4
5	整備目標（数値目標）	2 7
6	計画の推進	2 9

第2編 各論 施策の展開

第1章 啓発・広報の充実

1	啓発活動の充実	3 3
2	交流機会の拡充	3 4
3	広報活動の充実	3 5
4	福祉教育の推進	3 6
5	地域福祉の促進	3 7

第2章 生活支援サービスの充実

1	相談体制の充実	3 8
2	権利擁護の推進	3 9
3	文化、スポーツ活動の推進	4 0
4	在宅福祉サービスの充実	4 1
5	日中活動の支援	4 1
6	地域生活への移行支援	4 2

第3章 生活環境の整備

1	道路・交通のバリアフリー化の促進	4 3
2	公共施設のバリアフリー化の促進	4 4
3	防災、防犯対策の推進	4 5

第4章 子育て・教育の充実

1	保育・就学前教育の充実	4 6
2	学校教育の充実	4 7

第5章 就労支援・雇用の促進

1	就労支援から雇用へ	4 8
---	-----------	-----

第6章 保健・医療の充実

1	健康づくりの推進	4 9
---	----------	-----

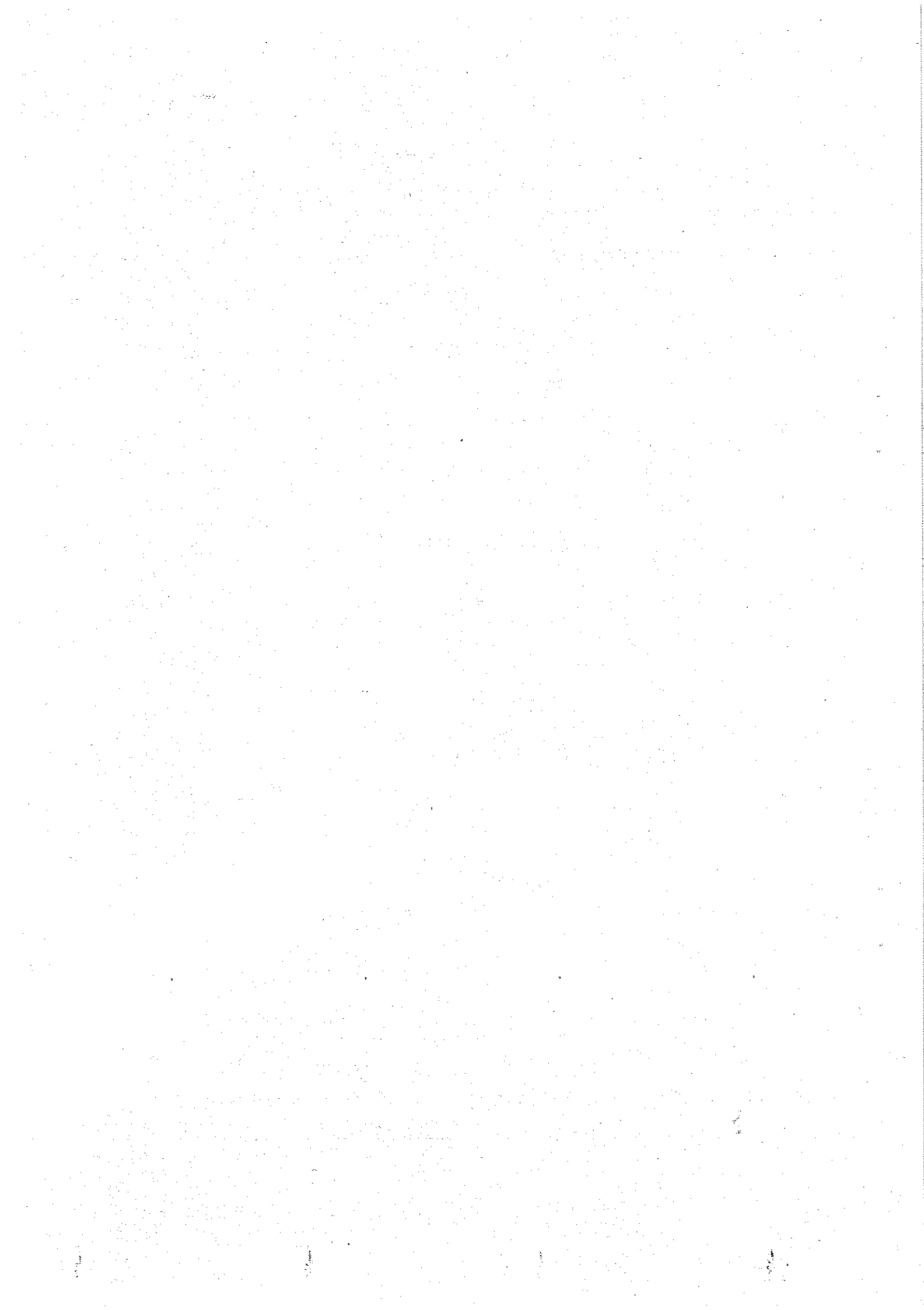
第7章 情報・コミュニケーションの推進

1	情報バリアフリー化の推進	5 0
2	コミュニケーションの充実	5 1

障害福祉計画

目 次

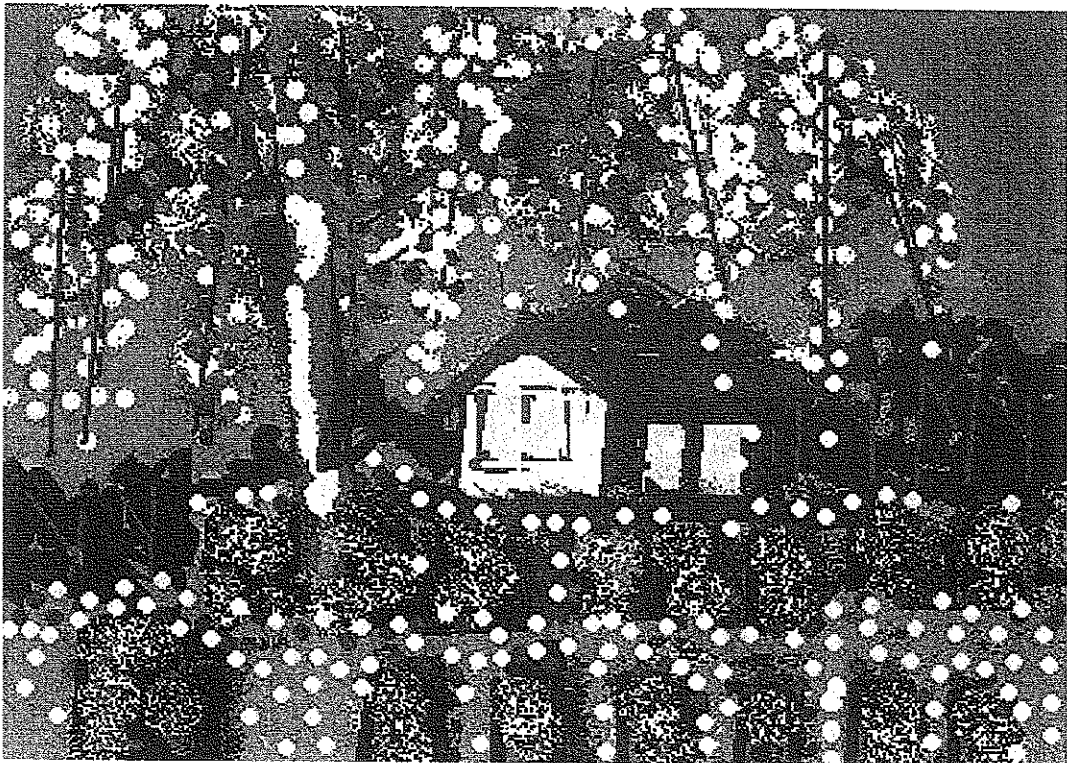
第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景	5 5
2	計画の位置付け	5 5
3	流山市障害者計画との関わり	5 5
4	基本的理念	5 5
5	目的	5 6
6	計画の期間	5 6
7	計画達成状況の点検及び評価	5 6
第2章	第2期障害福祉計画の検証	
1	主な制度の変化	5 7
2	自立支援給付事業	5 7
3	地域生活支援事業	5 7
4	各事業の実績	5 8
第3章	障害福祉サービス等の見込量	
1	障害者自立支援法のポイント	6 9
2	障害者自立支援法に基づくサービスの内容	7 0
3	数値目標	7 5
4	自立支援給付及び地域生活支援事業の見込み	7 7
5	利用者負担と負担軽減策	8 6
6	障害者総合福祉法（仮称）について	8 8

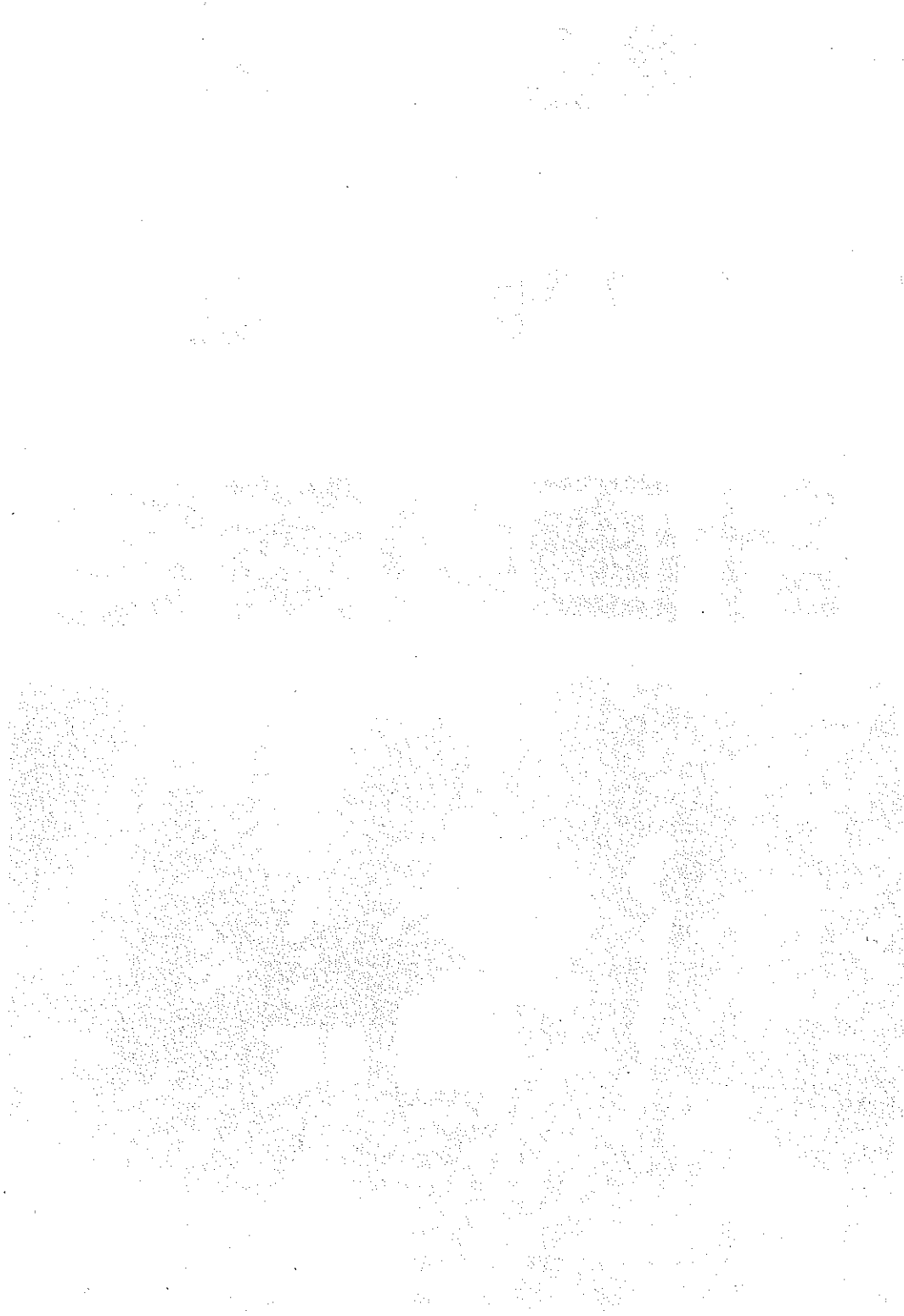


障害者計画

第1編 総論

計画の策定





第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 国では

わが国が目指すべき社会を障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重しあう共生社会を目指し、そのための分野別施策の基本的方向を示す計画として平成14年12月に平成15年度から平成24年度までの10年間について国の障害者基本計画が策定されました。

福祉サービスについては、平成15年社会福祉構造改革の一環として身体障害者及び知的障害者を対象として、利用者が自ら福祉サービスを選択できる支援費制度が導入されました。

しかし、支援費制度は精神障害者を対象としていなかったことや地域生活への移行や就労支援などの課題に対処するため、平成17年11月、障害者自立支援法が制定され平成18年4月施行、同年10月から地域生活支援事業も加わり完全実施されました。

(2) 千葉県では

千葉県においては、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の計画期間を合わせるため、第三次障害者計画が終期を迎える平成20年度に第四次障害者計画と千葉県障害福祉計画を策定しました。

障害者基本法に基づく、健康福祉、教育、雇用など障害者施策の総合基本計画と位置付け、「誰もが、その人らしく、ありのままに、地域で暮らすことのできる新たな地域福祉像」を目指しています。

(3) 流山市では

障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の計画期間を合わせるため、流山市障害者支援計画（平成17年度～平成21年度）の終期を待たずに、平成21年度からの流山市障害者計画と流山市障害福祉計画の二つの計画を合わせた計画としました。

その流山市障害者計画は、計画期間を平成21年度から平成26年度までの6か年間としました。また障害福祉計画の計画年度を平成21年度から平成23年度を第2期計画として、平成24年度から平成26年度を第3期計画とします。

2 計画の期間

「流山市障害者計画」の計画期間は、平成21年度から平成26年度までの6か年間ですが、第3期障害福祉計画が始まる平成24年度に合わせ、見直しを行いました。

平成27年度からは、新たな流山市障害者計画を策定します。

* 障害者計画・障害福祉計画の計画期間

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
流山市 障害者 計画	第三次 計画	第四次計画（見直し）						新計画 スター ト
流山市 障害福 祉計画	第1期 計画	第2期計画			第3期計画			新計画 スター ト

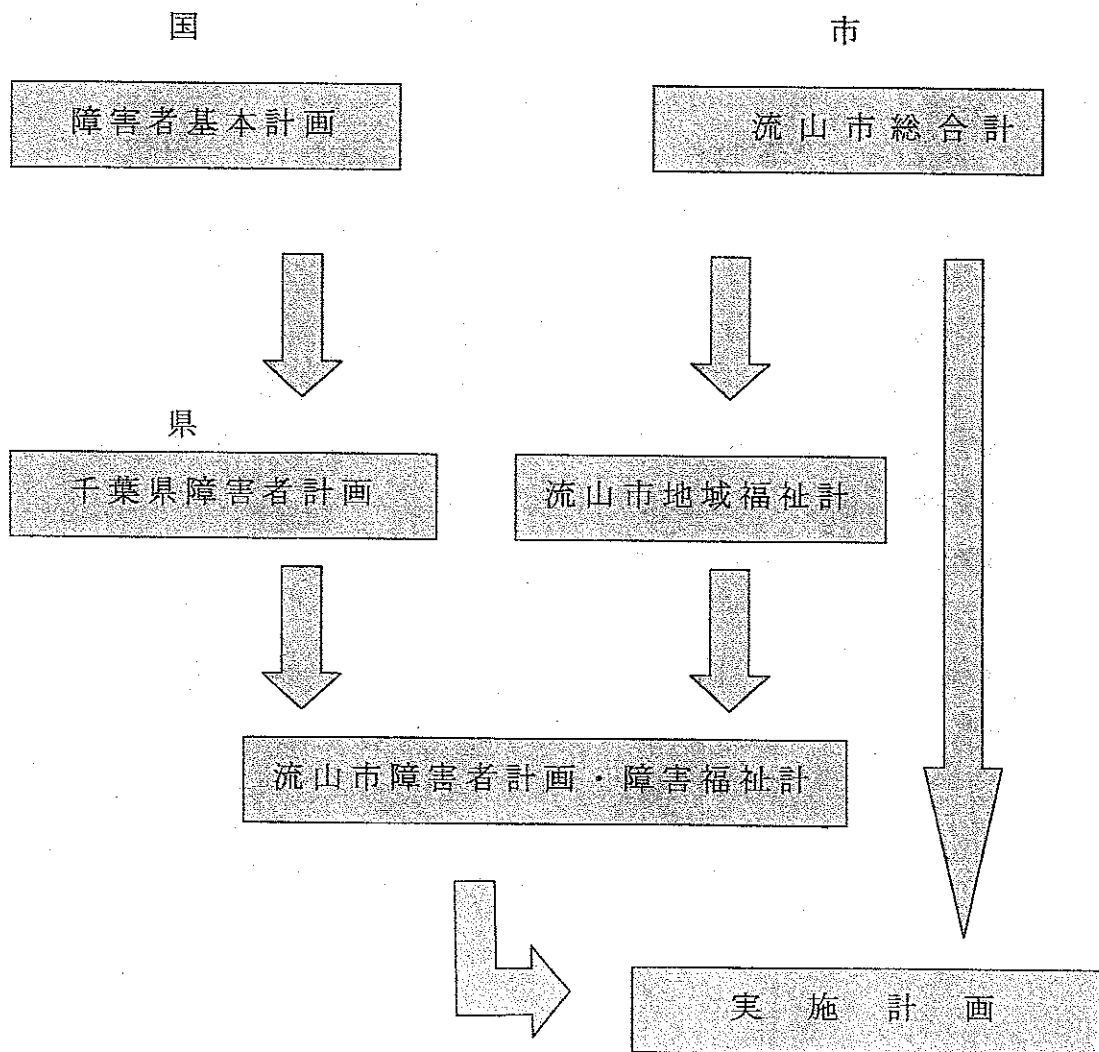
3 計画の性格と位置付け

この計画は、障害者基本法第11条に基づく「障害者計画」として、流山市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けます。

このため、国の「障害者基本計画」、県の「障害者計画」を踏まえたものとしします。

また、この計画は、平成12年度から新たにスタートした「流山市総合計画」(基本構想・後期基本計画)の部門計画として位置付けるとともに、総合計画に基づく実施計画や各年度の予算編成にあたっては、本計画と整合が図れるように努力するものとしします。

【計画の位置付け】



4 人口と障害者手帳所持者の推計

この計画の計画期間である平成21年度から平成26年度までの6年間の人口と障害者手帳所持者数を次のとおりと推計し、計画の基礎数値とします。なお、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳所持者だけが必ずしも精神保健福祉法第5条で規定される精神障害者とはならないことから、自立支援医療（精神通院）受給者数及び在院（入院）患者数の総数を基礎数値とし、精神障害者欄に（ ）書きで掲載します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人 口	163,034	166,092	166,000	168,000	170,000	172,000
身体障害者	3,949	3,973	4,038	4,103	4,168	4,233
知的障害者	607	632	631	638	646	654
精神障害者	613 (1,406)	697 (1,607)	754 (1,715)	811 (1,823)	868 (1,931)	925 (2,039)

- ※ 上記の表については年度表示。5ページ以降の表は年表示のため、1年間の乖離がある。
- ※ 人口は、翌年の4月1日現在の数による。
- ※ 障害者は、各年度の3月31日現在の人数による。
- ※ 身体障害者の推計は、平成18年度から平成22年度までの平均。年間増加数（65人）を固定して加算。
- ※ 知的障害者の推計は、平成22年度の人口比（0.38%）を固定して積算。
- ※ 精神障害者上段の推計は、年間増加数（57人）を固定して加算。
- ※ 精神障害者下段（ ）書きの推計は、平成18年度から平成22年度までの平均。年間増加数（108人）を固定して加算。

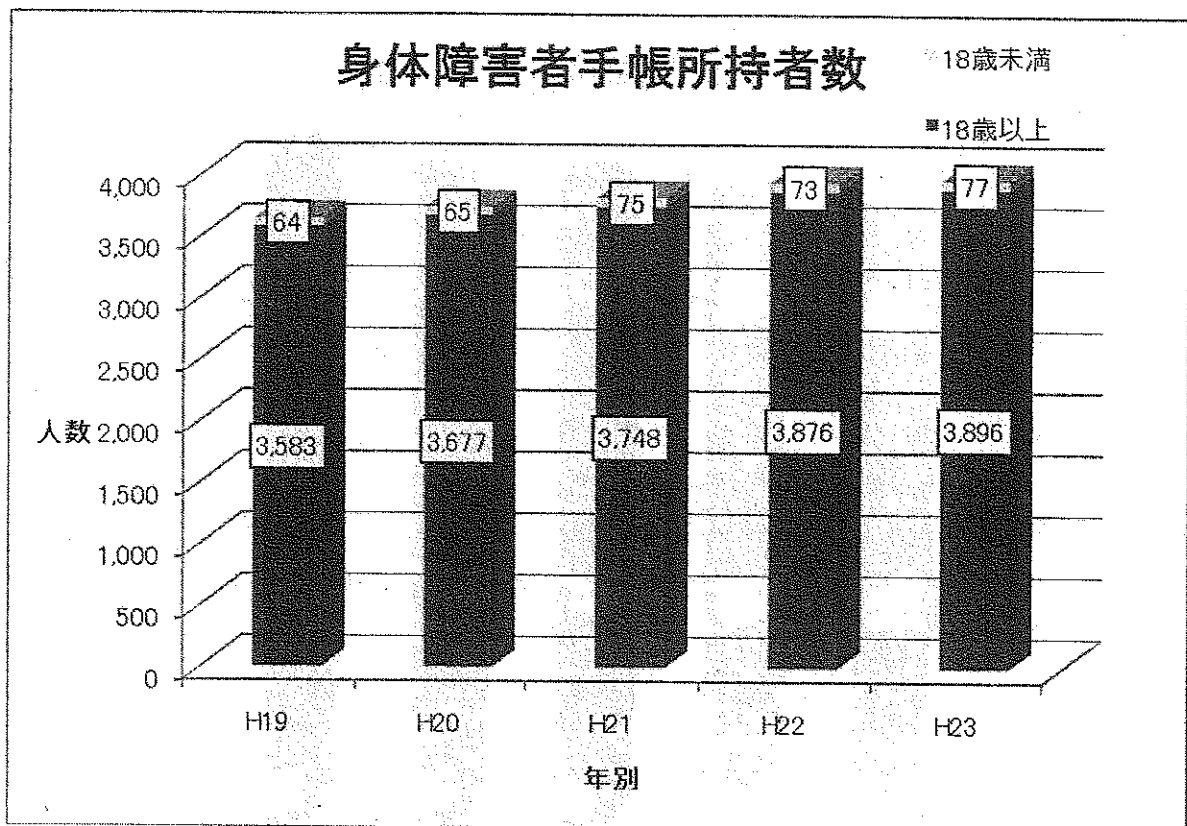
第2章 流山市における障害者の状況

1 身体障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

平成23年3月末現在の身体障害者手帳所持者数は、18歳未満が77人、18歳以上が3,896人で合計3,973人となっており、年間で24人増えています。

今後も高齢社会の進行により身体障害者が増えて行くものと推測されます。



人口に対する身体障害者の割合

平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
3,647	3,742	3,823	3,949	3,973
	人	人	人	人
2.32%	2.37%	2.39%	2.42%	2.39%

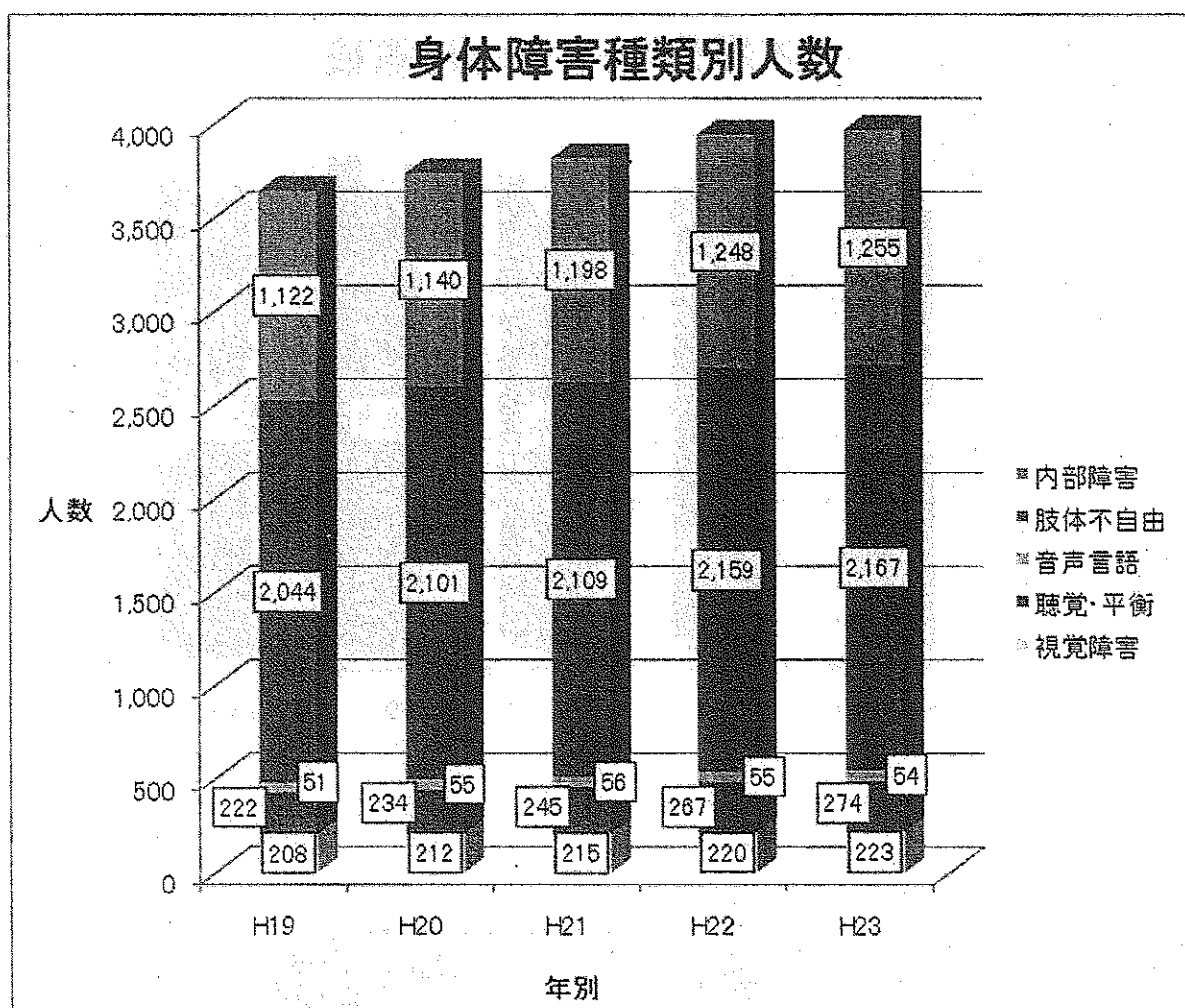
※ 各年の3月末現在の人数による。

資料：障害者支援課

(2) 障害種類別状況

平成23年3月末現在の身体障害者手帳所持者の障害種類別についてみると、肢体不自由者が2,167人で54.5%を占めており、前年比8人増加しています。内部障害者は1,255人、31.6%で第2位を占めており対前年比7人の増加で、両障害の人数の増加が顕著です。生活習慣病や事故、老化による衰えなどにより障害者が増加していることがうかがえます。

その他の音声言語機能、聴覚平衡機能、視覚障害者についての変動は横ばい状態となっています。



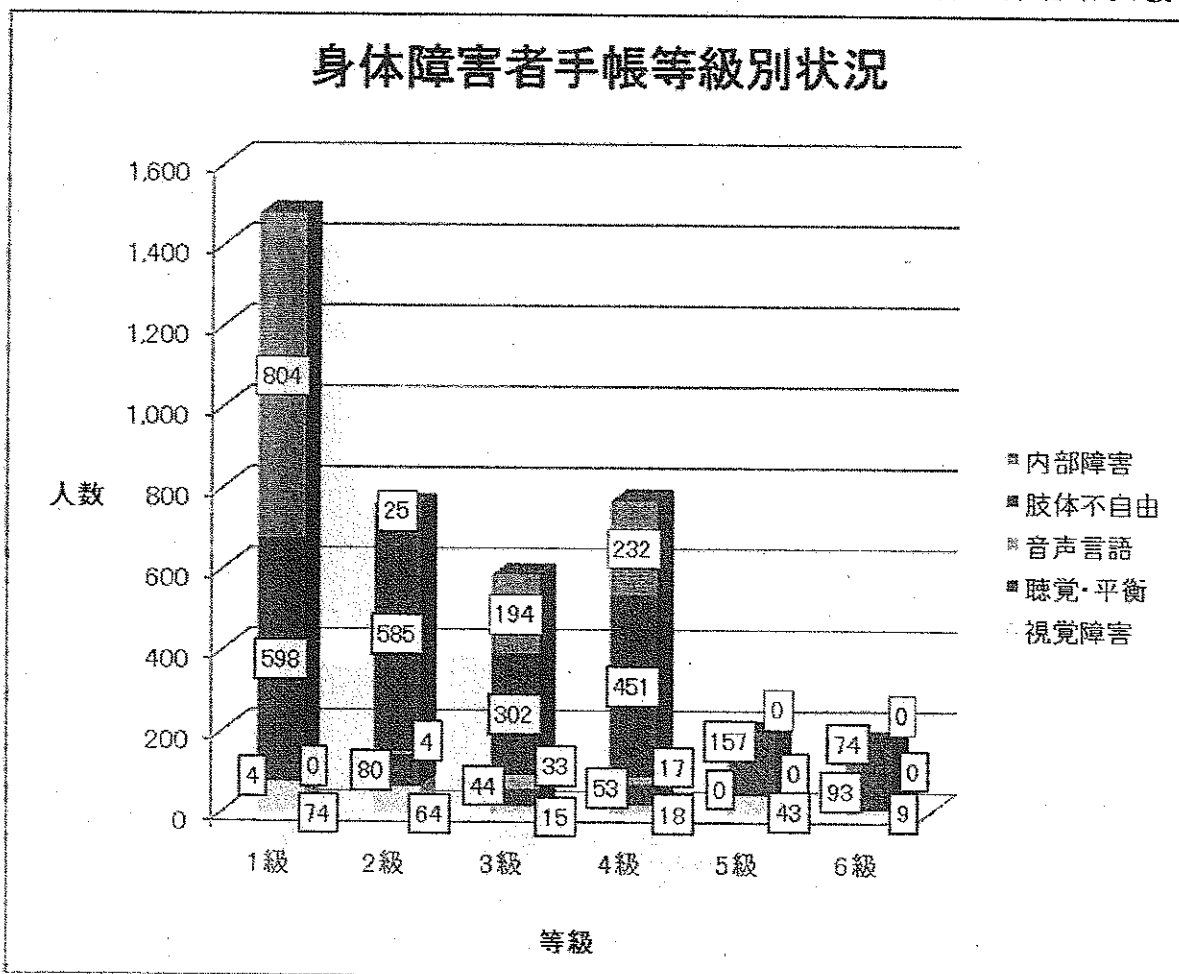
※ 各年の3月末現在の人数による。

資料：障害者支援課

(3) 種類別等級別状況

平成23年3月末現在の身体障害者手帳所持者の等級別状況は、重い障害を有する1級が1,480人、2級が758人で合計2,238人となっており、全体の56.3%を占めています。また、障害を種類別に見てみると、1級・2級の重度障害者のほとんどが肢体不自由者、内部障害者が占めています。

資料：障害者支援課



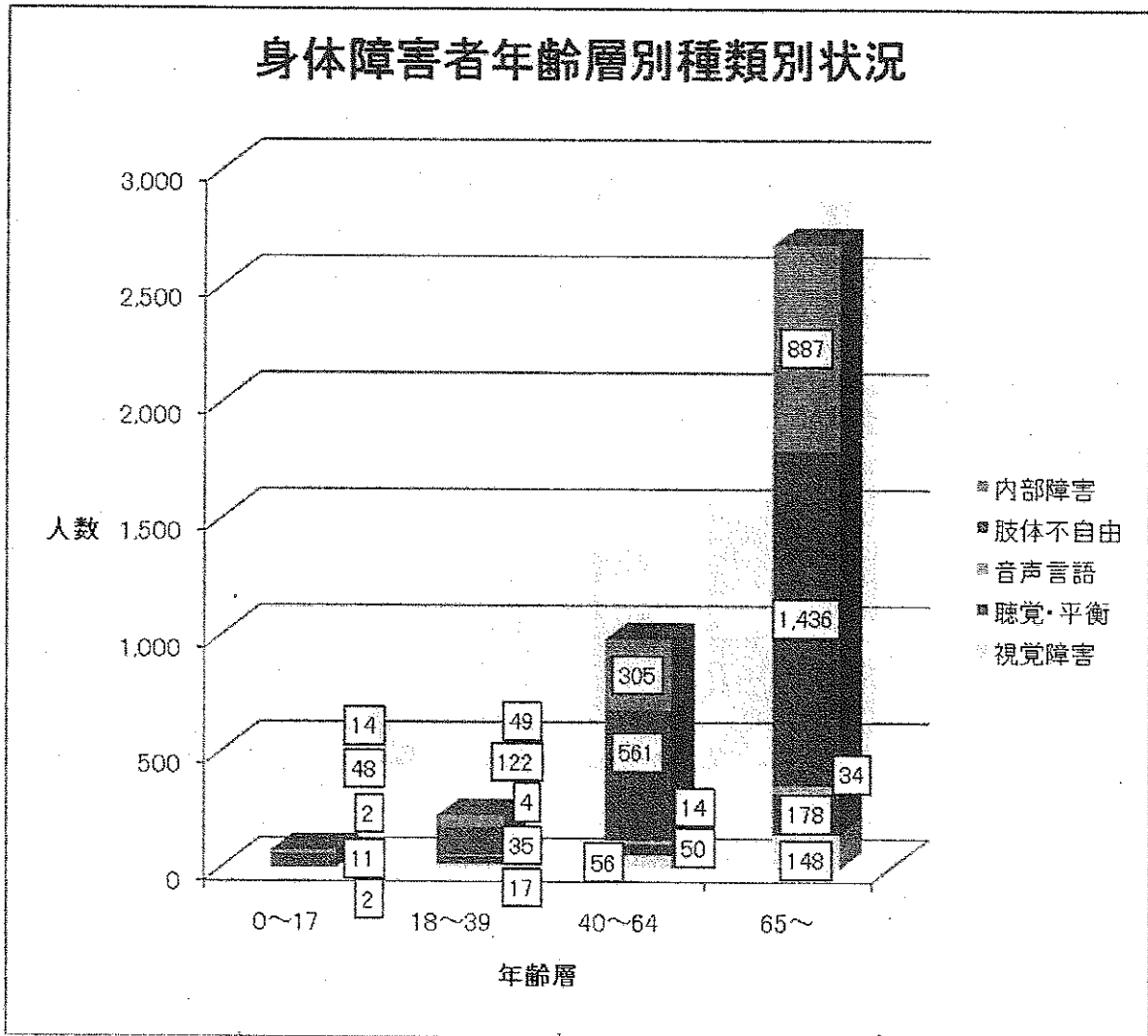
* 施設の入所状況

平成23年3月末現在の状況は、生活介護19人、施設入所支援20人、身体障害者療護施設2人、身体障害者授産施設1人、内部障害者更生施設1人となっています。

(4) 年齢階層別状況

平成23年3月末現在の身体障害者手帳所持者に占める65歳以上の割合は、67.5%となっており、平成20年3月末現在の65.5%に比べ2.0%の伸びがみられます。

また、年齢層の人口に対する身体障害者の割合は、65歳以上が最も高く約13人に1人の高齢者が身体障害者となっています。



年齢層人口に対する身体障害者の割合

0~17歳	18~39歳	40歳~64歳	65歳以上
0.29%	0.46%	1.82%	7.91%

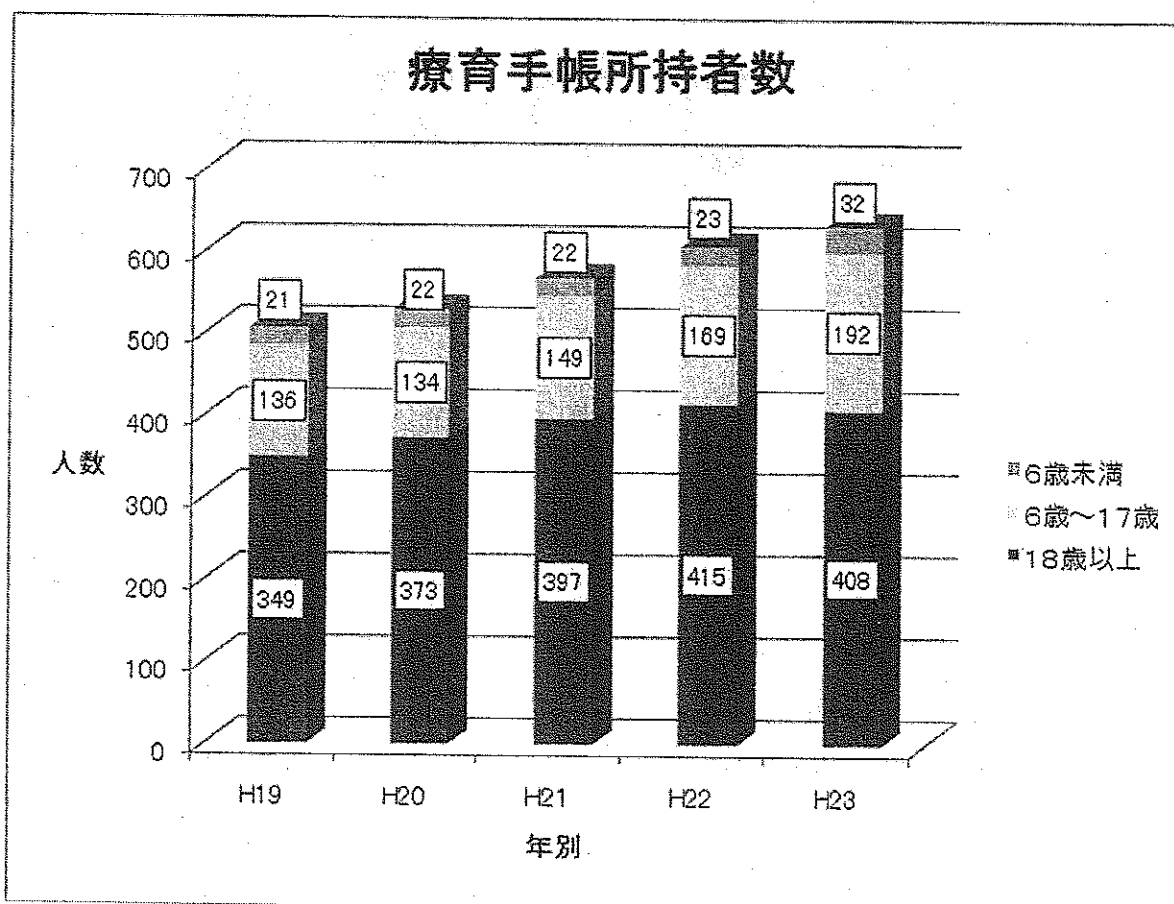
資料：障害者支援課

2 知的障害者の状況

(1) 療育手帳所持者数

平成23年3月末現在の療育手帳所持者数は632人となっており、前年に比べ25人の増加となりました。

年齢層については、6歳未満の方が5.1%、6歳から18歳未満の方が30.4%、18歳以上の方が64.5%を占めています。



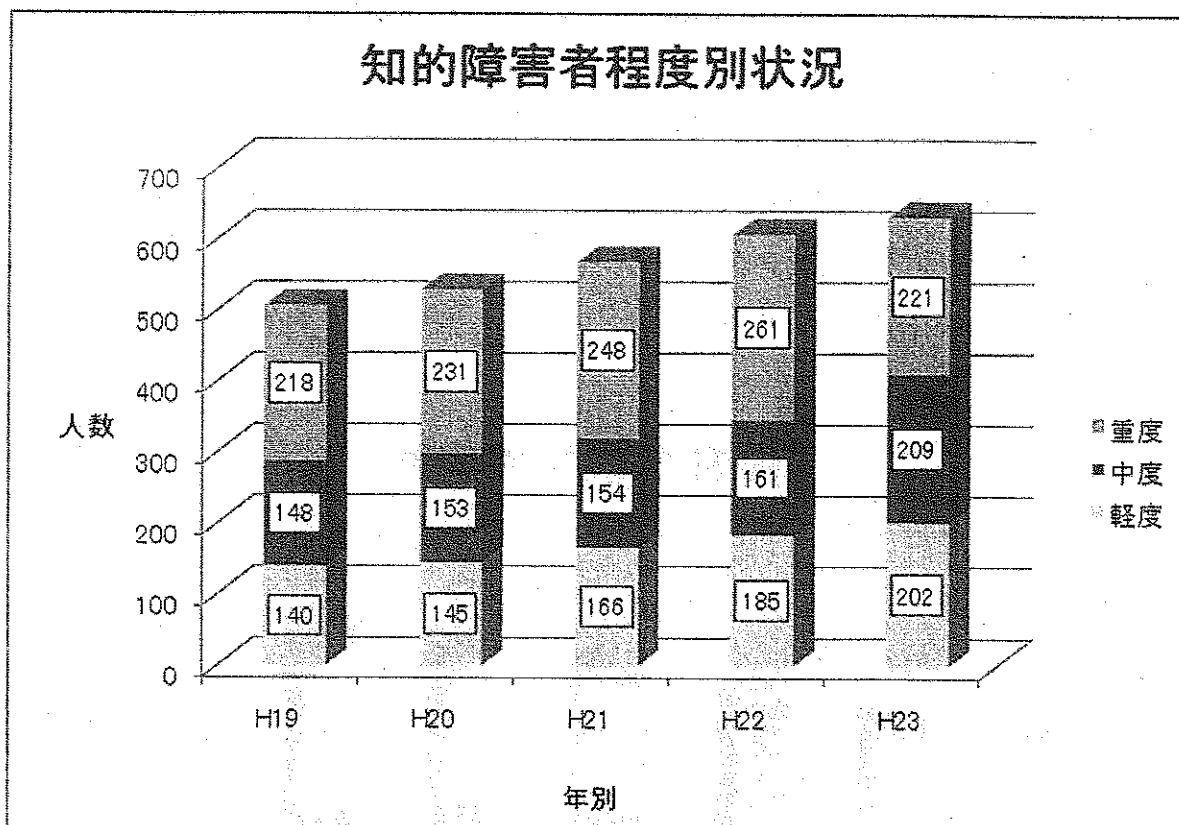
※ 各年の3月末現在の人数による。

・年齢層別割合

区分	平成21年	平成22年	平成23年
6歳未満	3.9%	3.8%	5.1%
6歳～17歳	26.2%	27.8%	30.4%
18歳以上	69.9%	68.4%	64.5%

資料：障害者支援課

(2) 程度別状況



※ 各年の3月末現在の人数による。

資料：障害者支援課

療育手帳の障害程度の基準

- 最重度 ① 知能指数がおおむね20以下
- 重度 Aの1 知能指数がおおむね21～35
- Aの2 知能指数がおおむね36～50 (重複障害を有する)
- 中度 Bの1 知能指数がおおむね36～50
- 軽度 Bの2 知能指数がおおむね51～75

* 施設入所等の状況

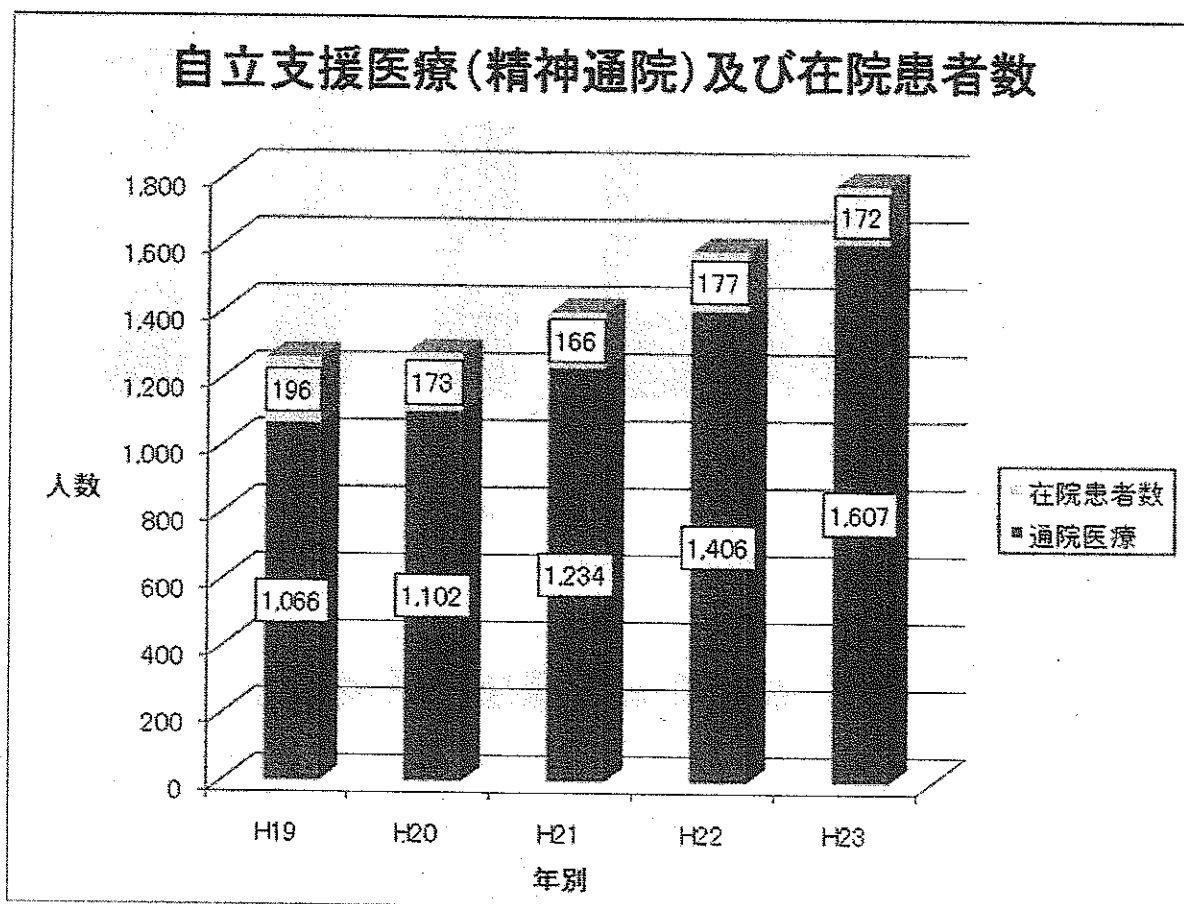
平成23年3月末現在の施設入所状況は、生活介護94人、施設入所支援27人、入所更生施設21人、入所授産施設4人、通所授産施設2人となっています。

3 精神障害者の状況

(1) 精神障害者数

平成23年3月末現在自立支援医療（精神通院）受給者数は1,607人となっており、前年比201人増加となりました。

在院（入院）患者数は、近年では170人前後で推移しています。



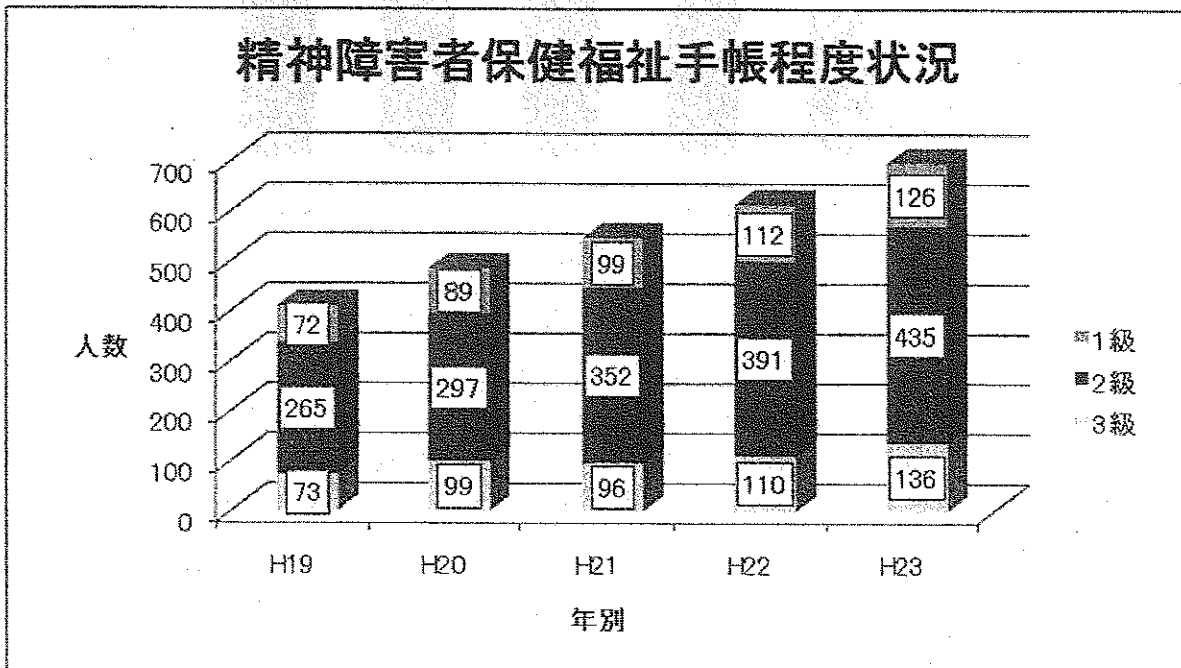
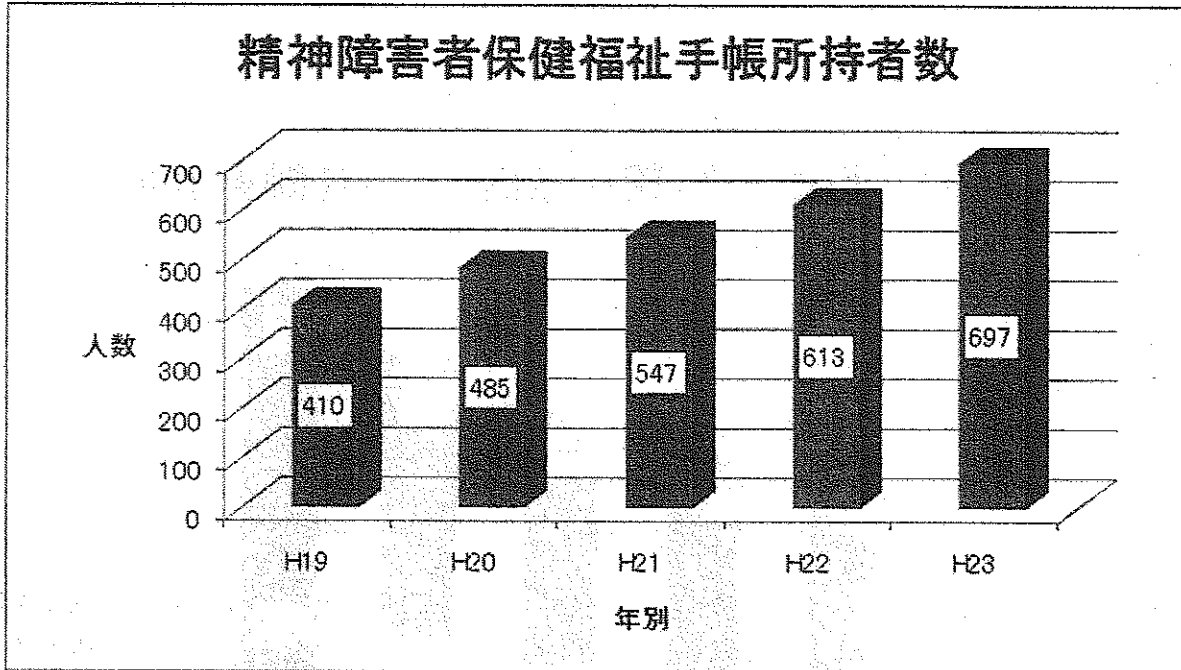
- ※ 自立支援医療（精神通院）受給者数は、各年の3月末現在の人数による。
- ※ 在院（入院）患者数は、各年の6月30日現在の人数による。
- ※ 平成23年の在院（入院）患者数については、過去3年間の平均値により算出した。

資料：障害者支援課

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者及び程度別状況

平成23年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は697人となっており、前年比84人の増加となりました。

また、近年の傾向として、特に2級の精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。



資料：障害者支援課

第3章 障害者福祉施策の現状

1 社会参加の状況

(1) 移動手段の確保

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
福祉タクシーの利用延べ件数	32,058	30,057	32,217	32,630	35,072
自動車改造費の助成件数	1	1	4	1	2
自動車燃料費の助成利用者数	965	859	985	1,072	1,011
グリーンバス半額割引	(精神保健福祉手帳所持者含む)				

資料：障害者支援課

2 社会的自立の推進

(1) 障害者向け住宅の状況

(平成23年3月末現在)

団 地 名	特目住宅区分	建築年度	構造	戸数	間取り
柳田団地1号棟	身体障害者向け住宅	平成元年度	耐火5F	2戸	3DK
大橋団地3号棟	身体障害者向け住宅	平成6年度	耐火4F	1戸	3DK
大橋団地4号棟	身体障害者向け住宅	平成7年度	耐火3F	1戸	3DK
三輪野山団地	身体障害者向け住宅	平成15年度	耐火4F	2戸	3DK
西初石団地	身体障害者向け住宅	平成17年度	耐火4F	3戸	2DK

資料：建築住宅課

(2) 住宅改善の状況

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
高齢者等住宅改造費助成件数	26	21	27	47	52

資料：高齢者生きがい支援課・障害者支援課

3 障害者雇用の状況

(平成22年6月1日現在)

区 分		松戸ハローワ ーク管内	流山市
雇用率対象企業数（常用労働者56人以上の企業数）		208	17
法定労働者数		37,351	2,545
雇用率（障害者数（A）／法定労働者数×100）		1.39%	1.10%
法定雇用率達成企業数		83	6
法定雇用率未達成企業数		125	11
法定雇用率達成企業割合		39.9%	35.3%
障 害 者 の 内 訳	重度の身体障害者数（×2人）	92	9
	重度以外の身体障害者数	155	6
	重度の知的障害者数（×2人）	25	0
	重度以外の知的障害者数	101	3
	重度身体障害者数（短時間労働者）	13	1
	重度知的障害者数（短時間労働者）	2	0
	精神障害者数	15	0
	精神障害者数（短時間労働者・×0.5）	1	0
合計（A）		521	28

※ 法定雇用率は、民間1.8%、教育委員会2.0%、官公庁・特殊法人2.1%

※ 法定労働者数は、常用労働者数から障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められる率を乗じて得た数を除いた労働者数。

※ 雇用率を得るための人数計算については、重度の場合は、1人を2人として計算する。（短時間労働者を除く）

資料：松戸公共職業安定所

4 教育の充実

(1) 特別支援学校等学年別在籍者数

平成23年 9月 1日現在

区 分		聴覚障害	肢体不自 由	知的障 害	病弱	合計
小学校	1学年	0	0	5	0	5
	2学年	2	4	5	0	11
	3学年	1	3	5	0	9
	4学年	0	0	7	0	7
	5学年	0	0	5	0	5
	6学年	1	3	5	0	9
	小計	4	10	32	0	46
中学校	1学年	0	0	7	0	7
	2学年	0	0	3	0	3
	3学年	0	1	3	0	4
	小計	0	1	13	0	14
合計		4	11	45	0	60

資料：学校教育課・障害者支援課

(2) 特別支援学級在籍者数

平成23年9月1日現在

区分		知的障害
小学校	1学年	13
	2学年	8
	3学年	16
	4学年	15
	5学年	13
	6学年	10
	小計	75
中学校	1学年	18
	2学年	14
	3学年	8
	小計	40
合計		115

(3) 通級による指導を受けている児童数

平成23年9月1日現在

区 分		言語障 害	情緒障害	学習障 害・ADH D
小学校	1学年	19	1	3
	2学年	15	2	1
	3学年	8	0	2
	4学年	9	0	0
	5学年	8	9	1
	6学年	7	2	1
合 計		66	14	8

5 障害者（児）支援施設の状況

名 称	施設等の分類	設 置 者	定 員	所 在 地
つばさ学園	障害児通所施設	流山市	30人	駒木台221-3
児童デイ つばさ	障害児通所施設	流山市	10人	駒木台221-3
さつき園	就労継続支援B型施設	流山市	40人	駒木台238-1
就労支援セン ター	就労支援施設	流山市	10人	駒木台238-1
身体障害者福 祉センター	身体障害者福祉センター B型施設	流山市	15人	東深井498-30
デイサービス センター	地域活動支援センターII 型施設	流山市	15人	平和台2-1-2
つつじ園	生活介護施設	社会福祉法人 まほろばの里	60人	野々下1-319
地域生活支援 センターまほ ろば	単独型短期入所施設 日中一時支援施設	社会福祉法人 まほろばの里	8人 15人	野々下1-319
コスモス	生活介護施設 就労継続支援B型施設	社会福祉法人 まほろばの里	10人 10人	野々下1-319
アモール	就労継続支援B型施設	社会福祉法人 まほろばの里	10人	平和台1-1-1
かたぐるま	就労継続支援B型施設	社会福祉法人 まほろばの里	10人	鱈ヶ崎1438-4
流山こまぎ園	就労継続支援B型施設	流山市社会福祉 協議会	20人	駒木台207-14
グリーングリー ン（ラポール）	就労継続支援B型施設	NPO法人ホリ デー	10人	西初石3-101-25
キッチンよつ ば	就労継続支援B型施設	NPO法人よつ ば（「青い鳥」の 分場）	青い鳥全 体として 30人	西初石4-381-2 （初石公民館内）
すみれ	地域活動支援センターI 型施設	NPO法人自立 サポートネット	なし	西深井390-1
初石工房	地域活動支援センターIII 型施設	NPO法人自立 サポートネット	19人	東初石3-133-1
いろいろやハ ーモニー	地域活動支援センターIII 型施設	NPO法人自立 サポートネット	15人	平和台3-2-15
南天の木	地域活動支援センターIII 型施設	NPO法人南天 の木	24人	江戸川台西2-148
エンゼルフラ ワー	地域活動支援センターIII 型施設	NPO法人エン ゼルフラワー	19人	江戸川台東2-5
エフアンリ	日中一時支援施設	NPO法人エフ アンリ	6人	東深井280
みどり園	障害者支援施設	東葛中部地区総 合開発事務組合	120人 (20人)	我孫子市中峠2310

※（ ）内数値は、流山市分の定員

資料：障害者支援課

第4章 計画の目標

1 計画の基本理念

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とします。

*この計画では発達障害者や高次脳機能障害者も含みます。

2 計画の基本方針

障害者計画は、次のような基本的な考え方に基づいて展開していきます。

(1) 啓発・広報の充実

- 障害者の自立と社会参加を促進するには、全ての人に障害者や福祉に関する理解と認識を深める必要があることから、啓発活動を推進します。
- まつりやイベント行事は障害者と市民がふれあい、理解を深める機会です。市民の参加を促し、理解と交流を深めます。
- インターネットや点字の広報紙、音声の広報などあらゆる障害の方へ情報の伝達に心がけます。

- 障害者福祉に対する正しい理解と認識を深めるため、生涯学習、学校教育においても福祉教育を推進します。
 - 地域福祉の推進を図るうえで、ボランティアの果たす役割は、重要であることから、ボランティアの育成体制の整備、ボランティア活動の体系的整備、地域の活動拠点の確保等、ボランティア活動の促進を図ります。
-

(2) 生活支援サービスの充実

- 地域で自立した生活ができるように各種相談体制の整備、相談窓口の連携の推進など、相談体制の充実を図ります。
 - 安心して自立した生活をするために権利擁護体制の整備を図ります。
 - 障害者に対する虐待などの問題に対応できる体制の推進を図ります。
 - 障害者がスポーツやレクリエーション、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。
 - 在宅での生活の充実を図るため、各種手当てなどの経済的支援とホームヘルプサービス事業の人材確保を推進します。
 - 自宅以外の地域で快適な生活を送ることができるように、日中一時支援やショートステイ施設の充実を推進します。
 - 地域での自立を促進するために、グループホーム等の整備や自立生活の場を確保します。
-

(3) 生活環境の整備

- 障害者の自立と社会参加を促進するためには、移動、交通対策の推進が必要であり、公共交通施設等の整備、安全な歩行空間の確保を図ります。
- 高齢者、障害者を含む全ての人が安全で快適に生活できる

ように、住みよい生活環境づくりや既存施設等の改善を図り、公共施設等のバリアフリー化を促進します。

- 災害の際に障害者が地域の支援体制を受けられる仕組みづくりや地域を中心とした防犯体制のもと、犯罪に巻き込まれないように防災・防犯対策の推進を図るため、関係団体の連携、地域支援体制を整備します。
-

(4) 子育て・教育の充実

- 成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、療育支援体制の充実を図ります。また、保育所や幼稚園など就学前の機関に対して、療育相談や巡回相談等により連携を強めます。
 - 障害の種類や程度に応じたきめ細かな就学指導が求められることから、特別支援教育関連事業や教育内容の充実など、学校教育の充実を図ります。
-

(5) 就労支援・雇用の促進

- 自立を促進するために、可能な限り職に就くことができるように、福祉的就労から一般就労まで障害に即した多様な就労形態を目指した支援を行います。
 - 就労形態に応じた就労施設の整備や誘致に努めるとともに、仕事の受注先として公共事業も関係機関と協議の上計画します。
-

(6) 保健・医療の充実

- 母子保健、成人保健、精神保健の対策の充実を図り、障害の早期予防と健康づくりを推進します。

- 日常生活を支援する在宅サービスを充実するため、各種サービスの充実向上、介護サービス体制の拡充、住民参加型サービスの検討をします。
 - 在宅で自立生活が困難な方などの多様化するニーズに対応するため、施設の整備充実、民間活力・広域対応施策の推進等、施設福祉サービスの充実を図ります。
 - 障害者や介護者のニーズに的確に対応するためには、保健医療と福祉サービスの連携が必要であることから、障害者施策の総合的推進と関連窓口の連携強化を図ります。
-

(7) 情報・コミュニケーションの促進

- 障害者に配慮したIT利用を支援し、社会参加を推進します。
- 視覚障害者の移動を容易にするために、ガイドヘルパーの養成を計画的に行います。
- 手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員等の養成研修を推進し、聴覚障害者のコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

3 施策分野と主要課題（施策体系）

基本理念	施策分野	主要課題
共に生き、共に築く、私たちのまち―流山	1 啓発・広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 啓発活動の充実 (2) 交流機会の拡充 (3) 広報活動の充実 (4) 福祉教育の推進 (5) 地域福祉の推進
	2 生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談体制の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 文化・スポーツ活動の推進 (4) 在宅福祉サービスの充実 (5) 日中活動の支援 (6) 地域生活への移行支援
	3 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路・交通のバリアフリー化の促進 (2) 公共施設等のバリアフリー化の促進 (3) 防災、防犯対策の推進
	4 子育て・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育、就学前教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) つばさ学園の充実
	5 就労支援・雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就労や雇用の場の確保 (2) 就労施設利用者の支援 (3) 地域活動支援センターⅢ型への移行
	6 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康都市宣言・健康づくりの推進 (2) 医療福祉サービスの充実 (3) 重症心身障害児（者）の広域対応
	7 情報・コミュニケーションの促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) IT利用の推進 (2) ガイドヘルパーの養成 (3) 手話通訳奉仕員の養成・派遣の促進 (4) 要約筆記奉仕員の要請・派遣の促進

4 重点事業

計画期間（平成21年度～平成26年度）において、施策体系中の各事業を重点的に推進します。

(1) 啓発・広報の充実

事業名	事業の内容及び目標
啓発活動の充実	障害者週間行事の充実、身体障害者補助犬への理解促進
交流機会の拡充	福祉広場（市民まつり）、福祉バザーの開催
広報活動の充実	ホームページの充実、声の広報、点字広報の提供
福祉教育の推進	体験学習の実施、障害者団体との交流、福祉の授業
地域福祉の推進	ボランティアの育成、ボランティアの啓発、障害者団体の活動拠点の整備、NPO活動の推進

(2) 生活支援サービスの充実

事業名	事業の内容及び目標
相談体制の充実	自立支援協議会の活用、相談体制の充実、ピアカウンセラーの育成、中核地域生活支援センターとの連携
権利擁護の推進	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の普及・啓発 成年後見制度の推進
文化、スポーツ活動の推進	各種スポーツ大会への参加促進、障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進、障害者のスポーツ活動の推進
在宅福祉サービスの充実	住宅改造の助成、各種手当や補装具・日常生活用具の支給 ホームヘルプサービスの充実
日中活動の支援	ショートステイ施設の整備促進
地域生活への移行支援	グループホームやケアホームなどの整備促進

(3) 生活環境の整備

事業名	事業の内容及び目標
道路・交通のバリアフリー化の促進	公共交通のバリアフリー化、歩行空間のバリアフリー化、市街地の整備
公共施設等のバリアフリー化の促進	障害者の居住施設の整備、既存施設のバリアフリー化
防災・防犯対策の推進	地域防災体制の整備、災害時の避難体制整備、地域防犯体制の整備

(4) 子育て・教育の充実

事業名	事業の内容及び目標
保育、就学前教育の充実	つばさ学園の充実、幼児ことばの相談室の充実、健常児との交流事業の推進、療育相談の充実
学校教育の充実	特別支援教育と交流教育サポート体制の推進、学習障害・ADHD・自閉症等の教育的支援、建物の耐震補強・バリアフリー化
つばさ学園の充実	早期発見・早期療育の観点により実施している療育相談や通所による指導をはじめ、幼児ことばの相談室等を統合したつばさ学園の充実

(5) 就労支援・雇用の促進

事業名	事業の内容及び目標
就労や雇用の場の確保	障害の特性や程度に合せ福祉的就労から一般雇用までを視野に入れて働く場の確保を推進
就労施設利用者の支援	利用者負担の軽減、通所交通費の助成等働きやすい環境づくりを推進

(6) 保健・医療の充実

事業名	事業の内容及び目標
健康都市宣言・健康づくりの推進	WHOが提唱している健康都市の理念に基づく健康づくりの推進
医療福祉サービスの充実	制度の変化に応じた重度障害者の医療費助成、精神入院患者の医療費助成
重症心身障害児（者）の広域対応	県と鎌ヶ谷、松戸、柏、我孫子、野田、流山の6市の圏域で、重症心身障害児（者）施設の整備の推進

(7) 情報・コミュニケーションの促進

事業名	事業の内容及び目標
I T利用の推進	障害者用のパソコン周辺機器及び専用ソフトの利用の推進
ガイドヘルパーの養成	視覚障害者ガイドヘルパーの養成
手話通訳奉仕員の養成・派遣の促進	手話通訳奉仕員の養成・派遣の促進
要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進	要約筆記奉仕員の養成・派遣の促進

5 整備目標 (数値目標)

(1) 社会参加の促進

項 目		現状 (22年度)		新目標 (26年度)
地域生活支援事業 (コミュニケーション)	手話通訳奉仕員	6人		20人
	要約筆記奉仕員	13人		20人
地域生活支援事業 (移動支援)	知的障害者 ガイドヘルパー	152人	57人	150人
	視覚障害者 ガイドヘルパー		95人	100人
精神保健福祉ボランティア		52人		60人

(2) 社会的自立の推進

項 目		現状 (22年度)		新目標 (26年度)
障害者向け市営住宅 (車いす対応含む)		9戸		23戸
居 宅 介 護 (精神障害者ホームヘルパー)		204人		237人
共同生活援助・共同生活介護		48人		92人
障害者の店 (H23年度までに新体系へ)		5か所		—
地域活動支援センター III型		4か所		9か所
就労継続支援A・B型	A型	0か所		1か所
	B型	3か所		4か所
地域活動支援センター I型		1か所		2か所
相談体制等の充実	ケースワーカー	8人		8人
	身体ピアカウンセラー	0人		3人
	知的ピアカウンセラー	0人		3人
	精神ピアカウンセラー	0人		5人
	精神障害者相談員	4人		5人

就労指導員	5人	5人
-------	----	----

(3) 施設福祉サービスの整備

項 目		現 状 (22年度)		新目標 (26年度)		
生活介護 (知的障害者通所更生施設(つつじ園))		60人		60人		
生活介護	コスモス	生	10人	10人		
	新規施設		0人	10人		
短期入所	まほろば	短	8人	8人		
	新規施設		0人	12人		
日中一時支援		日	2か所	18人	4か所	34人
障害児通所施設(つばさ学園)		30人		30人		
障害児通所施設(児童デイつばさ)		0人		30人		
児童発達支援センター ※ (新つばさ学園)		0か所		1か所		
就労移行支援(就労支援センター)		10人		10人		
重症心身障害児(者)施設		0か所		1か所		

※ つばさ学園の機能を中心に「ことばの相談室」「療育相談室」「児童デイサービス」等を統合し、児童発達の支援を行います。

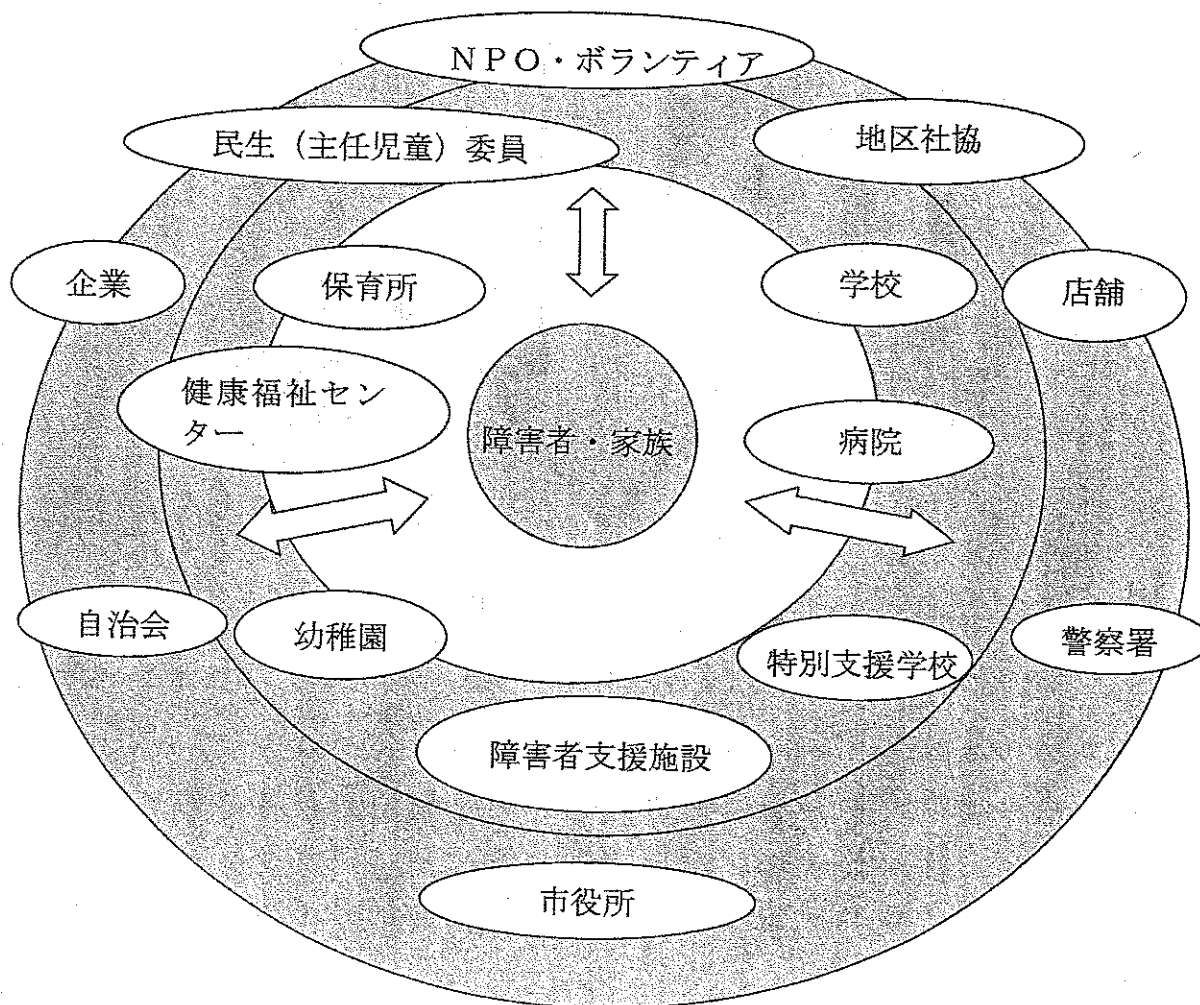
6 計画の推進

1 ネットワークとフットワーク

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指し、市民が参画・協働して障害者の福祉の向上に努めていきます。

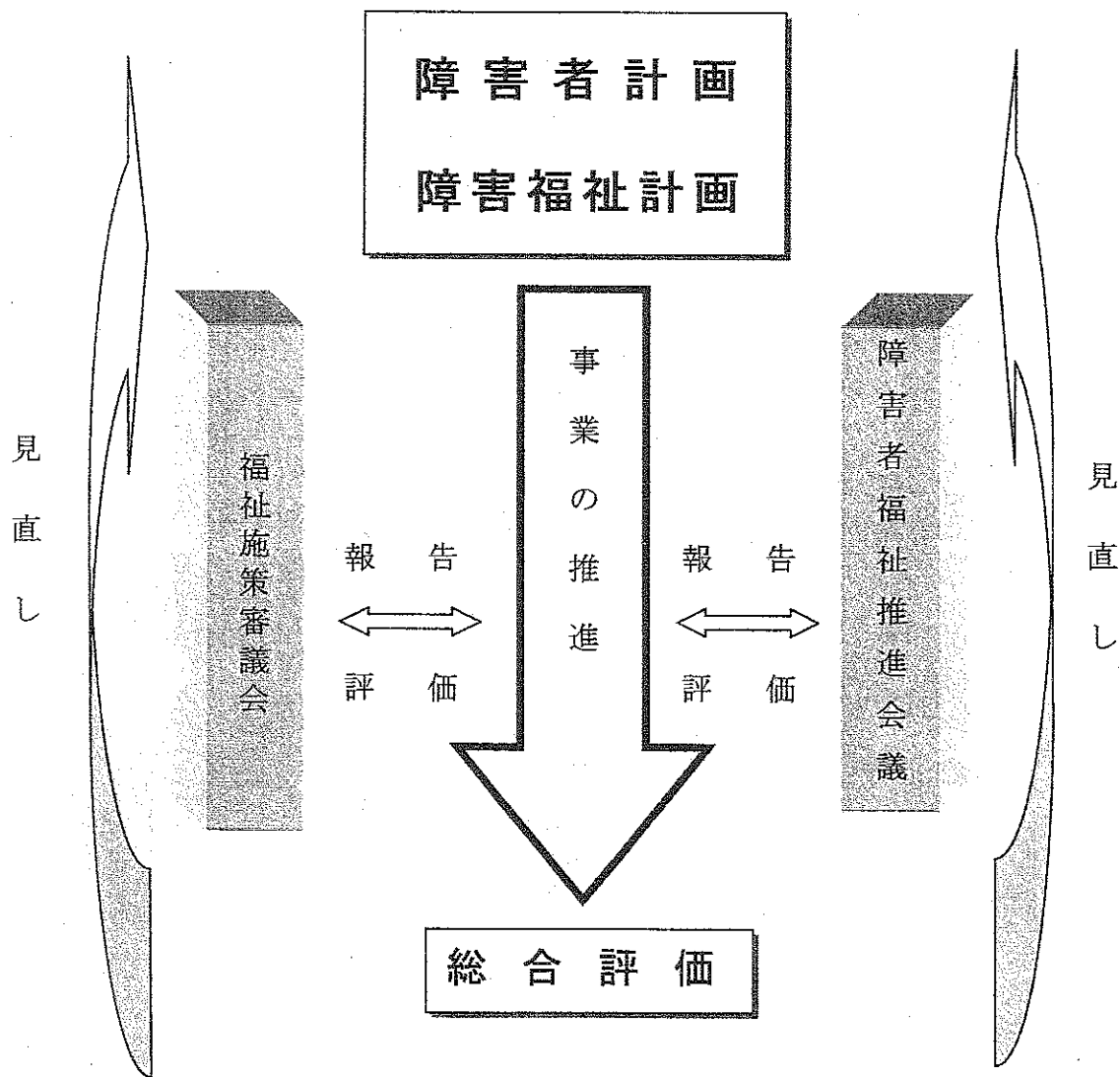
そのためには、私たちのまわりにある様々な福祉資源を活用することが大切です。

本計画では、行政だけではなく、自治会、地域の人々、民生（主任児童）委員、地区社協、NPO、ボランティア、学校、企業、各種関係施設・団体等が、それぞれの立場に応じた役割を分担しながらネットワークを構築するとともに、協働というフットワークで、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を目指します。



2 計画の進行管理と推進

障害者に関する総合的なサービス体制を確立するため、市民の代表から構成される市長の諮問機関の流山市福祉施策審議会や関係機関・当事者団体・ボランティア等で構成される流山市障害者福祉推進会議において、各機関・団体が連携し、計画の進行管理と推進を図っていきます。



3 国・県への要請

障害者福祉のより一層の充実を目指し、各種障害者関連施設の整備拡充について、国・県への補助・助成の要請を行っていきます。

また、広域対応の施設整備や各種制度の拡充等についても要請していきます。

障害者計画

第2編 各論

施策の展開



第1章 啓発・広報の充実

1 啓発活動の充実

障害者の自立と社会参加を促進するには、全ての人に障害者に関する理解と認識を深める必要があります。

平成16年に障害者基本法の改正で差別禁止と権利擁護が規定されましたが、障害者に対する社会的偏見や誤解のために、障害者が社会生活の様々な場面で不利益を余儀なくされている実態があります。

障害のあるなしにかかわらず、誰もが人間として人格が尊重され、一般の人々と対等で主体的な生活を地域の中で過ごすことができるノーマライゼーションの社会の実現がますます必要です。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
1	障害者週間行事の充実	12月3日～12月9日の障害者週間を中心に障害者団体等が展示や販売によりそれぞれの障害者の理解を啓発します。	障害者団体 障害者支援課
2	身体障害者補助犬への理解の促進	身体障害者補助犬の病院や飲食店等への同伴の理解など障害者が生活しやすい環境づくりを広報等で推進します。	障害者支援課

2 交流機会の拡充

まつりやイベント行事は障害者と市民がふれあう機会です。

ボランティアで参加する人はもちろん、市民の参加を促し、理解と交流を促進します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
3	福祉広場（市民まつり）開催	地域に密着した福祉広場（市民まつり）を開催し、障害者との交流を促進し、障害者や福祉に関する啓発活動を行います。	障害者団体 障害者支援課
4	福祉バザーの開催	地域に密着した福祉バザーを開催し、障害者との交流を促進し、障害者や福祉に関する啓発活動を行います。	障害者団体

3 広報活動の充実

在宅でいつでも容易に情報を入手できるインターネットによるお知らせの内容を充実していきます。

また、視覚障害者の方には点字による広報紙や音声による広報などをお届けします。

施策の展開			
	事業名	事業内容と目標	実施主体
5	ホームページの活用	新しい障害者施策をやさしく解説した内容で掲載します。	障害者支援課
6	声の広報の提供	朗読のボランティア団体が製作した音声による広報を提供します。	ボランティア団体 秘書広報課
7	点字広報の提供	点訳のボランティア団体が製作した点字による広報を提供します。	ボランティア団体 秘書広報課

4 福祉教育の推進

障害者福祉に関する正しい理解を深めるため、教育環境の整備や交流教育を推進します。

児童・生徒の福祉意識の醸成、福祉活動の推進を図るため、共に学ぶ教育の積極的な実践、福祉教育への取り組みを推進します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
8	体験学習の実施	障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、児童・生徒の障害者施設での体験活動を推進します。障害者の体験を児童や生徒に語る機会を設け、障害者に対する理解を深めます。	市内小中学校 指導課
9	障害者団体・特別支援学校との交流	学校教育の一環として、障害者や福祉に対する正しい理解と認識を醸成するため、障害者団体及び特別支援学校との交流を推進します。	指導課
10	福祉の授業	学校教育の一環として、障害者福祉に対する正しい理解と認識を深める福祉に関する授業を行います。	指導課

5 地域福祉の促進

障害者が地域の中で暮らしやすい環境づくりのため、地域の中に障害について理解と熱意を持った人材の育成が必要です。

支援したいという気持ちを高めてボランティア活動に従事できるような技術の向上を目指したボランティア育成や、社会福祉協議会のボランティアセンターのボランティア活動の窓口としての機能、人材の活用、活動の評価などのコーディネート機能を高めていきます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
11	ボランティアの育成	障害の特性及び必要に応じてボランティアやボランティア団体の育成に努めます。	ボランティアセンター
12	ボランティアの啓発	ボランティア活動の広報や相談体制を充実します。	ボランティアセンター 障害者支援課 コミュニティ課
13	障害者団体の活動拠点の整備	障害者団体が啓発活動を行う拠点として各種団体の会議等ができる施設について民間活力の利用などを検討していきます。	障害者団体 障害者支援課
14	NPO活動の推進	NPOとの協働・提案型事業を計画し、福祉の分野やまちづくりの分野においてNPO活動の推進を図ります。	NPO団体 市関係各課

第2章 生活支援サービスの充実

1 相談体制の充実

障害者が地域で安心して生活できる社会を目指し、生活上のさまざまな相談に応じるために、相談体制の整備をはじめ、地域活動支援センターの支援を継続します。

施策の展開			
	事業名	事業内容と目標	実施主体
15	地域自立支援協議会の活用	障害者自立支援法が目指す、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりと相談支援事業の効果的な実施に向け、地域において障害者を支えるネットワークの構築を図ることを目的に地域の課題等について話し合いを行います。	障害者支援課と西深井地域生活支援センター「すみれ」との協働
16	身体障害者・精神障害者・知的障害者・発達障害者・高次脳機能障害者等への相談体制の充実	地域活動支援センターや障害者支援施設を活用し、障害者の電話や来所の利用者を増やし、障害者の地域での自立を促進します。	地域活動支援センター 障害者支援施設
17	ピアカウンセラーの育成	障害者が同じ立場で日常生活の悩みなどの相談に応じるピアカウンセラーを育成します。	障害者支援課
18	中核地域生活支援センターとの連携	地域福祉の推進を図るために健康福祉センターごとに設置されている中核地域生活支援センターとの連携を図ります。	障害者支援課

2 権利擁護の推進

障害者が地域での自立を目指す中で、遭遇する不利益や権利の侵害に対応するため、事業者や学校、地域相談員などとの連携によりセーフティネット機能を高め、障害者虐待防止法を踏まえて、地域の見守り体制づくりを目指します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
19	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の普及・啓発	全国初の障害者の権利に関する条例の趣旨の普及・啓発に努め、障害者にやさしいまちづくりを目指します。	地域相談員 障害者支援課
20	成年後見制度	障害者が地域で自立していく中で、障害により物事の判断が不十分であり、家族構成の変化で家族の支援が受けられない方の財産管理、病院や施設入所などの医療・福祉サービス利用などの障害者の権利を守る支援を推進します。	NPO団体 社会福祉協議会 介護支援課 障害者支援課

3 文化、スポーツ活動の推進

障害者がスポーツやレクリエーション事業、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。

障害者一人ひとりが日常生活や家庭生活を主体的に営むための前提となる心身の健康の維持・増進が必要です。スポーツ活動は、障害者の身体的・肉体的機能を向上させるとともに身体の活性化を促すため感情にプラスに作用し、文化活動は、知的充足感や達成感から精神的な安定をもたらします。

また、スポーツや文化活動を通じて、障害者同士又は障害者と支援者等の交流が生まれ、相互の理解や連帯感が高まるという効果が期待されます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
21	各種スポーツ大会への参加促進	障害者スポーツに対する理解・関心を高めるため、各種スポーツ大会への参加を促進します。	障害者支援課 生涯学習課
22	障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進	誰もが参加できるスポーツ・レクリエーション事業を実施します。	障害者支援課 生涯学習課
23	障害者の文化活動の推進	障害者の文化活動への積極的な参加を促進します。各種文化サークル活動への参加促進と理解・関心を高めていくため、情報を提供します。	障害者支援課 生涯学習課 公民館

4 在宅福祉サービスの充実

障害者の在宅生活の充実のため、各種手当や補装具・日常生活用具の支給などの経済的支援のほか、訪問系のホームヘルプサービスの充実のための事業者の拡大やヘルパーなど人材の育成に努めます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
24	住宅改造の助成	障害者の住みやすい住宅への改造費用の一部を助成します。	障害者支援課
25	各種手当や補装具の支給の充実	各種手当や補装具・日常生活用具の支給などの経済的支援の充実に努めます。	障害者支援課
26	ホームヘルプサービスの充実	重度障害者の増加に対応できるようにホームヘルパーの養成を計画的に行います。	障害者支援課

5 日中活動の支援

障害者が自宅以外の地域の場で日中の生活ができるようにショートステイ施設の充実を促進します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
27	ショートステイ施設の整備促進	保護者が望む介護からの一時的な開放が土曜日や日曜日を含む一年中できるよう、施設の整備と施設相互の連携を進めます。	障害者支援課

6 地域生活への移行支援

地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、施設入所者等の地域生活への移行を進めます。

移行する為にはその基礎となる住居の確保が大切です。

グループホームやケアホームの建設費を助成し整備を進めると共に、家賃の補助を行い利用者の負担を軽減すると共にホーム運営支援のあり方を担当課や自立支援協議会と協議して進めます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
28	グループホーム等の整備促進	新たな施設整備の補助や既存の施設の転用を進め、施設等から地域生活に移行する障害者の増加に対応していきます。	障害者支援課 障害者支援施設 建築住宅課

第3章 生活環境の整備

1 道路・交通のバリアフリー化の促進

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者の移動しやすい交通対策を推進します。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）に沿った公共交通機関の整備、安全な歩行空間の確保を図ります。

障害者が地域で生活するための基本的整備である歩道や交通のバリアフリー化を推進します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
29	公共交通のバリアフリー化	駅のエレベーター設置や、路線バス車両の低床化について、それぞれの事業者に働きかけます。	都市計画課 障害者団体
30	歩行空間のバリアフリー化	歩道の段差、傾斜、勾配の改善や点字ブロックの設置に努めます。 また、歩道幅を2メートル以上に広げ、車いすも通れるように改善を進めます。	道路建設課 障害者団体
31	市街地の整備	つくばエクスプレス沿線整備事業や今後の市街地整備にあたっては、障害者が生活しやすいまちづくりを推進します。	まちづくり推進課 建築住宅課

2 公共施設のバリアフリー化の促進

高齢者や障害者を含む全ての人が安全で快適に生活できるように、住みよい居住環境づくりや既存施設等の改修を図り、バリアフリー化を促進し、障害者の活動の範囲を広げ、生活の質を高めます。

まちづくりにあたっては、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に沿って環境を整備します。

住み慣れた地域で誰もが自分に適した暮らしができるよう、住宅改修を促進し、障害の特性に応じた住まいの確保を支援します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
32	障害者の居住施設の整備	障害別のニーズや保護者の高齢化に対応できるグループホームやケアホームなどの居住施設の整備を支援します。	建築住宅課 障害者支援課
33	既存施設のバリアフリー化	既存の公共施設の改修計画に併せ、施設のバリアフリー化を促進します。階段に手すりやノンスリップの設置を促進します。	各関係課

3 防災、防犯対策の推進

災害の際に障害者が安全に避難できる情報伝達体制を図り、地域の支援体制の確立に努めます。

関係機関と連携し、地域の防犯に対する啓発活動を展開します。

防災・防犯対策においては、地域の身近な自治会を中心とした助け合いが必要です。

そのため、地域の自治会を単位とした支援体制を整備します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
34	地域防災体制の充実	自治会等による防災訓練に当事者自らの参加を積極的に推進します。 災害時の障害者に対する情報提供を速やかに行います。	安心安全課 障害者支援課
35	災害時の支援体制の整備	家族や身近な支援者の協力により障害者が災害に遭遇した時の避難体制を整備します。	社会福祉課
36	地域防犯体制の推進	自治会等による地域での防犯パトロールに当事者自らの参加を積極的に推進します。	安心安全課

第4章 子育て・教育の充実

1 保育・就学前教育の充実

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等の効果があることから、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、幼稚園・保育所等との交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。

障害を早期に発見し、保護者が適切な療育を受けられるような体制の整備に努めます。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
37	障害児通所施設「つばさ学園」の充実	障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図るため、医療と福祉及び教育との連携を図りながら、通所・療育相談・外来療育・地域支援等専門的支援体制で支援を行います。	障害者支援課
38	幼児ことばの相談室の充実	ことばの相談、訓練等、種別・程度に応じた適切な指導を行います。	障害者支援課
39	健常児との交流事業の推進	幼稚園、保育所において、健常児との統合保育や交流事業を推進し、適正な就学前教育を受けることができる体制を整備します。	障害者支援課 保育課 学校教育課
40	療育相談の充実	早期発見、早期療育を基本に、心身の発達や成長に不安のある児童に対し、専門的、かつ総合的な相談により、一貫性のある療育支援を行います。	障害者支援課

2 学校教育の充実

障害の状態を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導が求められています。特別支援教育の内容の充実、サポート体制の充実を図ると共に障害のない子と交流できるような教育を推進します。

障害のある児童・生徒に対して的確な教育・相談・指導を行なう体制と施設整備に充実に努めます。

特別支援教育機関との連携協力を促進するとともに、研修・研究の機会を拡充し、教職員の資質の向上に努めます。

教育・療育施設においては、障害の有無に関わらず様々な人々が、適切なサービスが受けられ、また、利用する公共的施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
41	特別支援教育関連事業の整備	障害の状態を踏まえ、一人ひとりの特別のニーズに応じたきめ細かな指導により、障害を持つ児童・生徒に対して的確な教育・相談・指導を行う体制と特別支援教室等の施設を整備します。	指導課
42	交流教育の充実	障害者への理解を促進するため、交流教育を進めます。	指導課
43	学習障害・ADHD・自閉症等の教育的支援	学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等の特別な支援が必要な児童や生徒に適切な教育支援ができる人材の確保に努めます。	指導課
44	建物の耐震補強・バリアフリー化	教育・療育施設の耐震補強やバリアフリー化を推進します。	教育総務課 障害者支援課

第5章 就労支援・雇用の促進

1 就労支援から雇用へ

自立を促進するため、福祉的就労から一般就労まで障害に即した多様な就労形態を目指した支援を行います。

市では、平成16年に就労支援センターを開設し障害者の就労に積極的に取り組んできました。

障害者が継続して就労できるように就職後も支援を行い障害者の雇用の定着を図ります。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
45	就労施設利用者の支援	就労移行支援及び就労継続支援を受ける施設利用者の利用者負担の助成と障害者支援施設に通所している障害者の交通費の助成を行います。	障害者支援課
46	就労継続支援施設の整備	就労継続支援B型施設の充実を進めます。又、就労継続支援A型施設の整備に努めます。	障害者支援課
47	就労支援センターの充実	職業準備訓練・就労支援・職場定着支援・就労相談など障害者の自立を進めます。	障害者支援課
48	就労・雇用機会の充実	市役所をはじめ企業の就労・雇用機会の拡充に努めます。 また、職場実習の受け入れ企業の拡充を図り、雇用の定着に努めます。	障害者支援課 商工課

第6章 保健・医療の充実

1 健康づくりの推進

流山市では、平成19年1月に「健康都市流山市」の宣言を行い、世界保健機関（WHO）が進めている健康都市プログラムに参加し、従来のように保健・医療分野だけで個人ごとの健康を図るのではなく、生活環境や地域社会での市民の健康で豊かな暮らしづくりを推進するために、様々な分野で施策を進めています。

疾病の予防、早期発見や早期治療を目的とした健康づくりを推進するため、母子保健・成人保健・精神保健対策の充実及び関係機関との連携を図ります

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
49	障害者の検診体制の充実	障害に配慮した利用しやすい検診や健康相談、健康教育などの工夫をします。	健康増進課
50	医療福祉サービスの充実	法に基づく自立支援医療や重度障害者医療費の助成など制度の変化に合わせて充実します。	障害者支援課
51	重症心身障害児（者）の広域対応	東葛飾地区6市で重症心身障害児（者）の療養介護や日中一時支援ができる施設の整備を県も含めた広域で検討します。	千葉県 松戸市 鎌ヶ谷市 柏市 我孫子市 野田市 流山市

第7章 情報・コミュニケーションの推進

1 情報バリアフリー化の推進

障害者に配慮したIT（情報通信技術）利用を支援し、情報のバリアフリー化を推進します。視覚障害者用音声読取装置やパソコンの周辺機器等の助成をします。

ITの進展により、障害者の状態に応じた活用の促を図り、情報提供の充実を図ります。

障害者の状態に応じた情報活用能力の向上のため、研修・講習会を開催します。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
52	IT利用の推進	障害者のためのパソコン講習会を開催し、障害者のIT利用を推進します。	障害者支援課
53	IT関連の日常生活用具の給付	パソコンの周辺機器や専用ソフトのITに関わる日常生活用具を給付します。	障害者支援課
54	ITによる情報提供	防災情報など重要な情報提供は、点字やSPコード(音声コード)などコミュニケーションに障害のある人に配慮した情報提供を推進します。	障害者支援課 秘書広報課 行政改革推進課

2 コミュニケーションの充実

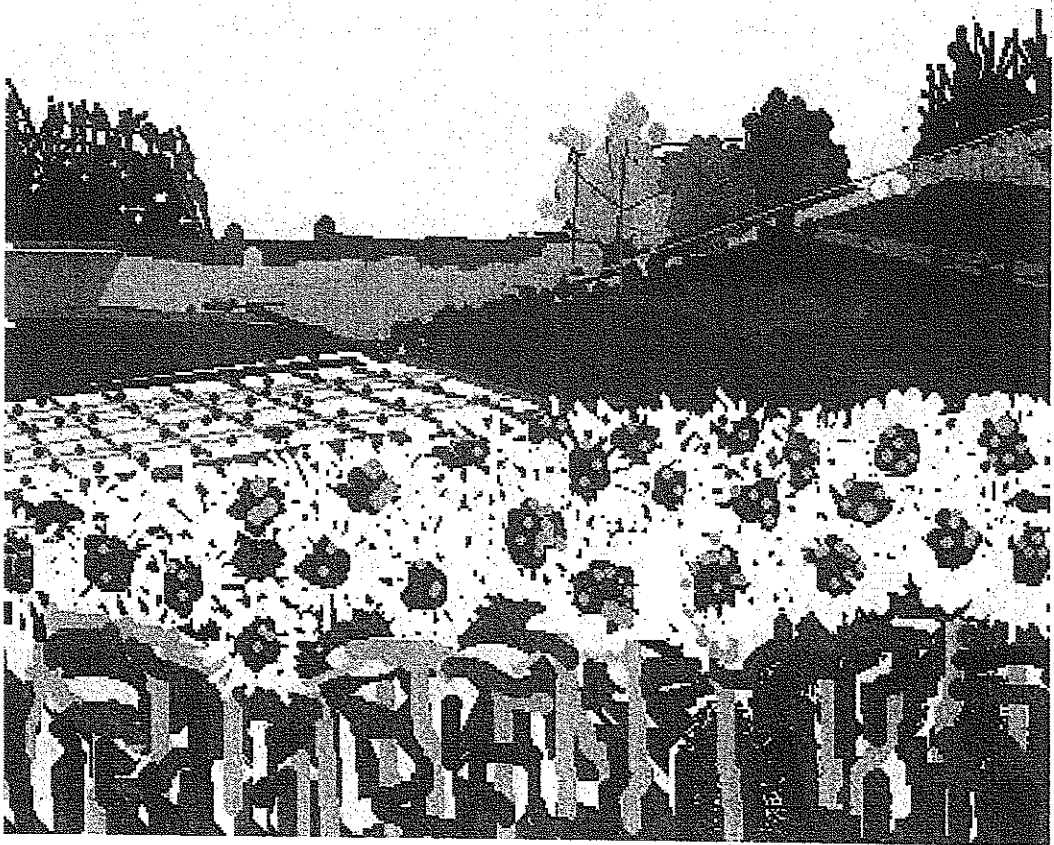
視覚障害者や聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、日常生活の基本であるコミュニケーションが相互にできるよう支援体制の充実を図ります。

施策の展開

	事業名	事業内容と目標	実施主体
55	手話通訳奉仕員の養成	支援を必要とする聴覚障害者のニーズに応えるため、手話通訳のできる人材を養成します。	障害者支援課
56	要約筆記奉仕員の養成	支援を必要とする中途失聴者のニーズに応えるため、要約筆記のできる人材を養成します。	障害者支援課
57	手話・要約筆記の普及	聴覚障害者の理解や交流を深めるため、手話・要約筆記の講座を開催し普及に努めます。	障害者支援課

第3期

障害福祉計画



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

平成17年度まで実施されていた支援費制度において、居宅介護（ホームヘルプサービス等）事業について未実施の市町村がみられたほか、精神障害者に対する福祉サービスが支援費制度の対象となっていないこともあり、その立ち後れが指摘されていました。

また、障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられるようになりました。このような状況に対応して障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、障害者自立支援法において市町村に障害福祉計画の作成が義務付けられたものです。

2 計画の位置付け

障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として定めるものです。このため、目標設定は国の指針、県の目標を踏まえたものとします。

3 流山市障害者計画との関わり

「流山市障害者計画」は、障害者基本法第11条に基づく障害者計画として、流山市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けたものであり、「流山市障害福祉計画」は障害者自立支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、流山市の障害福祉サービスについて、目標数値を中心にまとめたものです。

4 基本的理念

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。

共生社会においては、障害者は社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画するとと

もに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とします。

5 目的

「自立支援給付」は法に基づいた基準で実施される事業（全国共通の事業）であり、また「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体が発行するものです。

この計画では、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の生活支援サービスの種類と数値目標を定め、障害者福祉施策を推進することを目的とします。

6 計画の期間

「流山市障害福祉計画」の計画期間は平成18年度から平成26年度とし、平成18年度から平成20年度までを第1期計画とし、平成21年度から平成23年度を第2期計画とし、平成24年度から平成26年度を第3期計画とします。

7 計画達成状況の点検及び評価

- ・流山市保健福祉諸計画策定委員会による計画の進行管理と自己評価を実施します。
- ・流山市障害者福祉推進会議による計画の進行管理と外部評価を実施します。

第2章 第2期障害福祉計画の検証

1 主な制度の変化

- ・グループホーム等運営費補助金制度実施（平成21年4月1日）
- ・流山市地域自立支援協議会設置（平成21年4月1日）
- ・障害福祉サービスの自己負担上限額の見直し（平成22年4月1日から市民税非課税世帯の自己負担上限額0円）
- ・精神障害者入院医療費支給事業（平成22年4月1日）
- ・視覚障害者に対する同行援護（介護給付）の実施（平成23年10月1日）

2 自立支援給付事業

- ・生活介護…「つつじ園」が新体系に移行したことにより平成22年度において月延日数、月実人員がともに大きく増加しました。
- ・就労継続支援…就労継続支援A型の月延日数、月実人員は見込量に近いですが、就労継続支援B型の月延日数、月実人員は「アモール」、「かたぐるま」、「キッチンよつば」等の開所により増加しました。
- ・児童デイサービス…月実人員は見込量に近いですが、利用者の増加に伴う制限された中での利用により、月延日数は減少しています。

3 地域生活支援事業

- ・相談支援…平成20年度以降、外部相談委託事業所の相談件数を加算、又、同一ケースからの複数回の相談件数についてもカウントするようになったことで増加しています。
- ・平成23年4月1日からコミュニケーション支援事業のひとつとして手話通訳者を設置しました。
- ・コミュニケーション支援事業…派遣依頼件数増加により直近の伸び率が8%増となっています。
- ・移動支援事業…事業所数、利用者数は横ばいですが、延利用時間数は年々増加しています。
- ・地域活動支援センター事業…市外の事業所を含めた基礎的事業の事業

所数、利用者数とも年々増加しています。

- ・日中一時支援事業…事業所数は横ばいですが、利用者数は年々増加しています。
- ・訪問入浴サービス事業…平成21年度に他制度への変更利用等の理由により利用者が減少となりました。

4 各事業の実績

※各表の数値は第2期計画策定時の見込み数値です。()内は実績値を表します。

(1) 自立支援給付事業の実績

自立支援給付のうち介護給付と訓練等給付について、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」の4つの分野の実績となります。サービス事業所は、障害全てに対応している事業所となります。

①訪問系

訪問系サービスについて障害者手帳所持者の増加を踏まえ、以下のように見込みましたが、年度により利用時間のばらつきがありました。全体として利用者の数は増えないものの、利用時間数は増加傾向にあることから、一人あたりの利用時間が増加したものと予測されます。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	延時間/月	1,410 (1,386)	1,640 (1,611)	1,845 (1,568)
	実人数/月	67 (60)	82 (55)	91 (59)

()内は実績値

②日中活動系

日中活動系サービスについて、「つつじ園」が新体系に移行したことにより平成22年度において月延日数、月実人員がともに大きく増加していません。自立訓練については、予想されたほど利用がなかったこと、実施事業

所が少なかったことから、今後の急激なニーズの増加はないものと推測されます。

ア 生活介護

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
生活介護	延日数/月	1,210 (1,102)	1,386 (1,182)	1,430 (2,081)
	実人数/月	55 (53)	63 (56)	65 (113)

() 内は実績値

イ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
自立訓練 (機能訓練)	延日数/月	0 (0)	0 (0)	22 (13)
	実人数/月	0 (0)	0 (0)	1 (1)
自立訓練 (生活訓練)	延日数/月	60 (58)	80 (40)	154 (61)
	実人数/月	3 (3)	4 (2)	7 (4)

() 内は実績値

ウ 就労移行支援

利用人数は予測値を上回るか同等となっています。利用日数については年度ごとにばらつきがありますが月平均は100日を超えています。利用者一人ひとりの就職状況により左右されます。利用が大きく伸びることはないと思われま。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
就労移行支援	延日数/月	30 (113)	100 (162)	176 (115)
	実人数/月	2 (6)	5 (9)	8 (8)

() 内は実績値

エ 就労継続支援

就労継続支援A型、就労継続支援B型の月延日数、月実人員は見込量に近いものとなっています。就労継続支援B型の月延日数、月実人数は、平

成 2 2 年度に小規模作業所であった「アモール」、「かたぐるま」が B 型へ移行、「キッチンよつば」（初石公民館内）の開所により増加しています。

事業名	単位	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
就労継続支援 (A 型)	延日数/月	0 (0)	0 (0)	20 (18)
	実人数/月	0 (0)	0 (0)	1 (2)
就労継続支援 (B 型)	延日数/月	400 (369)	570 (556)	684 (846)
	実人数/月	21 (23)	30 (32)	36 (52)

() 内は実績値

オ 療養介護

病院等への入院による医学的管理のもと、医療的ケアと常時介護を必要とする長期入院の障害者が対象。ALS 患者で人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分 6 以上又は、筋ジストロフィー患者等で障害程度区分 5 以上の障害者が対象ということもあり、対象者は 0 でした。今後とも数値としては少ないものと予測されます。

事業名	単位	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
療養介護	延日数/月	0 (0)	0 (0)	60 (0)
	実人数/月	0 (0)	0 (0)	2 (0)

() 内は実績値

カ 児童デイサービス

延日数については減少していますが、利用実人数は、ほぼ予測値どおりの増加となっています。事業所は増えていない中で、利用者の増加に伴う制限された中での利用により、月延日数は減少したものと推測されます。そうした中、平成 2 3 年度から「つばさ学園」において児童デイサービス（定員 1 0 名）を開始したことから数値は増加すると予測されます。

事業名	単位	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
児童デイサービス	延日数/月	94 (96)	107 (85)	120 (70)

	実人数／月	22 (23)	25 (26)	28 (28)
--	-------	------------	------------	------------

() 内は実績値

キ 短期入所 (ショートステイ)

利用日数及び利用実人数については、年度ごとにばらつきがあります。短期入所事業は、保護者のレスパイトだけでなく、急な疾病、冠婚葬祭等の緊急時に対応する事業であることもあり、年度ごとの利用日数や人数にばらつきが出るものと推測されます。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
短期入所 (ショートステイ)	延日数／月	212 (205)	240 (266)	260 (132)
	実人数／月	38 (42)	45 (53)	48 (45)

() 内は実績値

③ 居住系

居住系サービスについては、現入所者の1割以上を地域での生活に移行することを目標とするため、その受け皿となる共同生活介護(ケアホーム)や共同生活援助(グループホーム)など居住支援の場を確保していけるよう関係事業所に働きかけを行います。

ア 施設入所支援

施設入所者数は基本的に大きな増加はありませんが、障害者自立支援法の移行期間が終了する平成23年度には増加すると予測されることから、スムーズな移行ができるよう支給決定します。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
施設入所支援	実人数／月	44 (37)	47 (40)	49 (45)

() 内は実績値

旧体系サービス

平成18年4月から実施された障害者自立支援法は、大きな制度改革であったため、施設が提供するサービス(日中活動系サービス、居住系サービス)について経過措置が設けられています。5年間の経過措置期間は、

新体系と旧体系のサービスが共存し、平成23年度までに新体系に移行します。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日中活動系 旧入所サービス分	延日数/月	1,033 (1,006)	820 (960)	760 (800)
	実人数/月	34 (35)	27 (32)	25 (28)
日中活動系 旧通所サービス分	延日数/月	1,122 (921)	1,122 (1,001)	1,122 (44)
	実人数/月	51 (51)	51 (50)	51 (3)
居住系 旧入所サービス分	延日数/月	1033 (1006)	820 (960)	760 (800)
	実人数/月	35 (35)	28 (32)	26 (28)

() 内は実績値

イ 共同生活介護、共同生活援助

予測値よりも利用者数は下回ったものの利用者は増加傾向にあります。平成20年度で10ヶ所であったものが、平成22年度で20ヶ所に増加しています。今後も利用希望者の増加が見込まれることから、事業者のホーム開設の支援を行います。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
共同生活介護 共同生活援助	実人数/月	45 (43)	50 (43)	54 (47)

() 内は実績値

④相談支援（サービス利用計画作成）

障害福祉サービス利用者で、サービス利用計画（ケアプラン）作成の要件を満たした障害者に対してサービス利用計画（ケアプラン）を作成します。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談支援 (サービス利用 計画作成)	実人数/年	2	2	6

() 内は実績値

⑤サービス見込み量確保のための方策

現在サービスを提供している事業所に事業拡充を働きかけていくとともに、将来的な増加も見込み、周辺自治体との連携のもとに新規事業者の参入について働きかけを行います。

(2) 地域生活支援事業の実績

ア 相談支援事業

(単位：事業所)

事業名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
		実施所数	実施所数	実施所数
相談支援 事業等	障害者相談支援事業	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	地域自立支援協議会	1 (1)	1 (1)	1 (1)
市町村相談支援機能強化事業		2 (1)	2 (1)	2 (1)
成年後見制度利用支援事業		1 (0)	1 (0)	1 (0)

相談支援事業

相談実人数が予測値より大きく伸びた理由として、統計項目の変更があったことによります。平成22年度以降は、外部相談支援委託事業所の相談人数を加算したことで大きく増加しています。市町村相談支援機能強化事業については、地域活動支援センターI型「すみれ」と「沼南育成園サポートセンター」の2ヶ所を指定しています。

成年後見制度利用支援事業については、平成22年度までの市長申立件数は3件でした。成年後見を専門とする事業所との委託契約はありませんが、地域にあるNPO法人成年後見センター「しぐなるあいず」等を利用しました。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談支援	実人数/月	121 (528)	136 (591)	146 (957)

() 内は実績値

イ コミュニケーション支援事業

利用状況は、予測値を上回る増加の利用がありました。今後は、実績を踏まえ上方修正した予測値を設定します。

(単位：回/年)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	実施回数	実施回数	実施回数
コミュニケーション支援事業	255 (143)	255 (368)	255 (398)

() 内は実績値

ウ 日常生活用具

年度ごとにばらつきがあるものの、予測値に近いかそれを上回る利用がありました。

(単位：件/年)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	実施件数	実施件数	実施件数
介護・訓練支援用具	7 (13)	8 (5)	8 (9)
自立生活支援用具	20 (16)	20 (12)	22 (21)
在宅療養等支援用具	28 (31)	30 (15)	30 (34)
情報・意思疎通支援用具	20 (33)	25 (21)	28 (44)
排泄管理支援用具	146 (150)	158 (155)	170 (156)
住宅改修費	1 (1)	2 (1)	2 (7)

() 内は実績値

エ 移動支援事業

利用者数は、年度ごとにばらつきはありますが、利用時間は増加傾向にあります。事業所数は、一時減少しましたが、現在は18事業所に回復しています。

(単位：上段は事業所／年、中段は人／年、下段は時間／年)

事業名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
移動支援事業	実施見込み所数	16 (16)	16 (15)	18 (17)
	利用見込み者数	50 (55)	55 (62)	60 (56)
	延利用見込み時間数	5,118 (5,395)	5,610 (5,447)	6,120 (5,776)

() 内は実績値

オ 地域活動支援センター事業

全体として予測値と同等又はそれを上回る利用がありました。特に平成21年度、平成22年度において小規模作業所であった「初石工房」、「南天の木」、「いろいろやハーモニー」、「エンゼルフラワー」がⅢ型に移行したことで数値が上昇しています。

(単位：上段は事業所／年、下段は人／年)

事業名		平成20年度	平成21年度	平成22年度	
基礎的事業	実施所数	6 (10)	12 (11)	13 (14)	
	利用者数	120 (141)	150 (161)	180 (214)	
機能強化事業	Ⅰ型	実施所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		利用者数	80 (79)	85 (90)	85 (95)
	Ⅱ型	実施所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		利用者数	32 (32)	32 (32)	32 (35)
	Ⅲ型	実施所数	0 (1)	1 (1)	2 (4)
		利用者数	0 (17)	25 (22)	46 (68)

() 内は実績値

地域活動支援センターの概要

基礎的事業…利用者に対し創作活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行うこと。			
	機能強化事業	職員配置	利用者数
I 型	● 専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動等の事業を実施。	※ 2 名以上常勤	概ね 20 名以上 (実利用人員/日)
		● 基礎的事業 2 名以上 (うち 1 名専任)	
		● 機能強化事業 1 名以上	
II 型	● 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施すること。	※ 1 名以上常勤	概ね 15 名以上 (実利用人員/日)
		● 基礎的事業 2 名以上 (うち 1 名専任)	
		● 機能強化事業 1 名以上	
III 型	● 小規模作業所の実績を概ね 5 年以上有し、安定的な運営が図られていること。	※ 1 名以上常勤	概ね 10 名以上 (実利用人員/日) ※平成 18 年度に限って実利用人員の増加計画を策定した場合、5～10 名 (作業所のみ)
		● 基礎的事業 2 名以上 (うち 1 名専任)	
		● 機能強化事業 1 名以上	

カ 日中一時支援事業

事業所数は予測値のとおり増加しました。利用者数は、予測値を上回っています。

(単位：上段は事業所/年、下段は人/年)

事業名		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
日中一時支援事業	実施所数	16 (15)	16 (15)	17 (17)
	利用者数	100 (116)	110 (120)	120 (136)

() 内は実績値

キ 訪問入浴サービス事業

事業所は4事業所から2事業所に減少しました。理由として平成21年度に他制度へ利用を変更した利用者がいたことにより利用者の減少となりました。今後も大きな利用状況に変化はないと予測します。

(単位：上段は事業所／年、下段は人／年)

事業名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
訪問入浴 サービス事業	実施所数	4 (4)	4 (2)	4 (2)
	利用者数	9 (9)	6 (5)	6 (5)

() 内は実績値

ク 更生訓練費支給事業

2名の利用者に固定しています。今後も大きな利用状況の変化はないと予測します。

(単位：人／年)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	利用者数	利用者数	利用者数
更生訓練費	2 (2)	1 (2)	2 (3)

() 内は実績値

ケ 知的障害者職親委託制度

1名の利用者に固定しています。今後も大きな利用状況の変化はないと予測します。

(単位：上段は事業所／年、下段は人／年)

事業名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
知的障害者 職親委託制度	実施所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	利用者数	1 (1)	1 (1)	1 (1)

() 内は実績値

コ 点字・声の広報等発行事業

市広報の発行回数が月2回から3回に増えたことにより回数は増加しています。

(単位：回／年)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	利用回数	利用回数	利用回数
点字・声の広報等発行事業	150 (179)	150 (344)	150 (286)

()内は実績値

サ 奉仕員養成・研修事業

年度ごとに利用者数にばらつきがあります。

(単位：人／年)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	利用者数	利用者数	利用者数
奉仕員養成・研修事業	66 (26)	60 (56)	60 (26)

()内は実績値

シ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

利用者は、5人から7人の間で推移しました。

(単位：人／年)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	利用者数	利用者数	利用者数
自動車運転免許取得・改造費助成事業	4 (5)	3 (2)	3 (7)

()内は実績値

第3章 第3期障害福祉計画

障害福祉サービス等の見込量

1. 障害者自立支援法のポイント

障害者自立支援法のポイントをまとめると以下のとおりです。

●障害者の福祉サービスを一元化

障害種別に関わりなく共通の福祉サービスを共通の制度で提供することになりました。サービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」となります。

●利用の手続きや基準の透明化、明確化

・障害程度区分の認定と支給

福祉サービスの個別の必要度を明らかにするために、障害程度区分(6段階)の認定が行われ、これに基づき支給決定がされます。

・ケアマネジメントの制度化

計画的な利用を支援するために、市町村または相談支援事業者によるケアマネジメントが導入されました。

●サービス量と所得に応じた利用者負担

・原則定率1割負担

食費や光熱水費が実費負担となり、サービスの量に応じた定率1割負担となりました。また、自立支援医療も1割負担となりました。ただし、いずれも所得に応じた負担上限月額が設けられます。

・在宅福祉サービスの義務的負担化

従来、国が補助する仕組みであった在宅福祉サービスを含めて介護給付、訓練等給付の費用は、国が義務的に負担することになりました。

・平成22年4月より利用者負担について、非課税世帯は負担0円になりました。

2 障害者自立支援法に基づくサービスの内容

障害者自立支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は法に基づいた基準で実施される事業（全国共通の事業）で、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施するものです。内容は次のとおりとなっています。

●自立支援給付

介護給付

	サービスと内容	利用できる方
訪問支援系	居宅介護（ホームヘルプサービス） ①入浴、排泄、食事、通院介助等の身体介護 ②調理、洗濯、掃除等の家事援助	身体障害者、知的障害者、精神障害者であって、介護が必要な方 ※程度区分1以上
	重度訪問介護 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に行います。	二肢以上の麻痺があり、歩行、移乗、排泄ができない方 ※程度区分4以上
	重度障害者等包括支援 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に行います。	寝たきり状態で四肢に麻痺があり、常時介護が必要な気管切開されている方または最重度知的障害者の方 ※程度区分6
外出支援系	同行援護 移動に著しい困難を有する視覚障害者に対し、移動の援護を行います。	視覚障害者で状態により身体介護を伴う場合と伴わない場合に分かれます。
	行動援護 著しい行動障害のある障害者の外出時および外出前後の介助を行います。	知的障害または精神障害により著しい行動障害のある方で常時介護が必要な障害者（判定が必要となります。） ※程度区分3以上
日中支援系	短期入所（ショートステイ） 短期間の宿泊型の施設支援	一時的に家族の介助が困難な方や宿泊訓練等利用希望の方 ※程度区分1以上
施設支援系	療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器を利用している方 ※程度区分6以上 ②筋ジストロフィー患者又は重度の身体、知的障害者 ※程度区分5以上
	生活介護 常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	常時介護が必要な障害者 ※施設入所者は50歳未満程度区分4以上、50歳以上程度区分3以上 ※在宅等の方は50歳未満程度区分3以上、50歳以上程度区分2
	施設入所支援	身体障害者、知的障害者であって、家庭内

	施設入所者に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護を行います。	での介助が困難な方 ※50歳未満は程度区分4以上 ※50歳以上は程度区分3以上
	共同生活介護（ケアホーム） 共同生活を行う住居で、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	知的障害者、精神障害者 ※程度区分2以上
相談支援（サービス利用計画作成）	サービス利用計画書とは、障害福祉サービスの利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービスが利用できるよう、サービスの種類やその必要量についてケアマネジメントを行うものです。 平成24年4月から、制度改正により、きめ細かく支援するための対象者を拡大することになります。これにより提供体制の整備を図りながら対象者を段階的に拡大します。	サービス利用計画作成については、単身で自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害者などが対象になります。平成24年4月からは、平成26年度までに障害者全てを対象とすることを目指します。

訓練等給付

	サービスと内容	利用できる方
施設支援系	機能訓練 通所施設において理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を実施。	身体障害者
	生活訓練 通所施設において食事や家事等の日常生活能力の向上を図るための支援や相談を行う支援を実施。	知的障害者、精神障害者、視覚障害者等
	就労移行支援 一般就労等への移行に向けて、事務所内や企業における作業や実習を支援。	一般企業等へ就労を希望する障害者
	就労継続支援（A型） 雇用契約に基づく作業を通しての訓練施設。	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上が図れる障害者
	就労継続支援（B型） 雇用契約のない作業を通しての訓練施設。	就労機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者（雇用が困難）
	共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。	知的障害者、精神障害者 ※程度区分1または非該当

自立支援医療費

	サービスと内容	利用できる方
自立支援医療	これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変更。	従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）。

補装具費

	サービスと内容	利用できる方
補装具	補装具の交付・修理 ①盲人用杖、義眼、眼鏡 ②補聴器 ③義手、義足、上下肢装具、座位保持装置、車いす、意思伝達装置等	①視覚障害者 ②聴覚障害者 ③肢体不自由障害者 で必要と認められる方

●地域生活支援事業

必須事業

	サービスと内容	利用できる方
相談支援事業等	市町村相談支援事業 総合相談窓口として、市の相談窓口を充実します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	市町村相談支援機能強化事業 市の保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格を持つ職員が中心となり、一般的な相談支援事業に加え、困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言を行います。また、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や、関係機関同士の連携を深めていきます。 さらに、身近な地域における専門的な相談機能として、すみれ、生活支援ワーカーへ相談事業を委託します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	成年後見制度の利用 成年後見制度申し立てに要する経費及び後見人に係る費用の助成。	身寄りのない障害者または成年後見制度に係る費用の捻出が困難な障害者
コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援 手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置	聴覚障害者、音声・言語機能障害者
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、移動リフト、入浴担架、体位変換器等	重度肢体不自由者
	自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用通信装	重度肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者

	置、視覚障害者用拡大読書器	
	住宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、ネブライザー、盲人用体温計等	呼吸器障害者、視覚障害者等
	情報意思疎通支援用具 点字器、人工咽頭等、携帯用会話補助装置等	重度肢体不自由者、音声言語機能障害者
	排泄管理支援用具 ストマ用装具（蓄尿袋、蓄便袋等）	ぼうこう・直腸機能障害者
	住宅改修費 手すりの取り付け、段差の解消、洋室への変更、洋式便器への変更等	重度肢体不自由者
外出介護（移動支援）事業	移動支援 地域での自立生活及び障害者の社会参加（買い物、余暇活動等）のための移動支援（注：通院介助は訪問支援系の居宅介護となります。）	全身性身体障害者（四肢重度障害）、知的障害者、精神障害者であつて、単独での外出が困難な方
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターⅠ型 「すみれ」 日常の生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ、支援や助言を行います。	身体障害者、知的障害者、精神障害者
	地域活動支援センターⅡ型 「流山市身体障害者デイサービスセンター」 デイサービスセンターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。	身体障害者
	地域活動支援センターⅢ型 「南天の木」「いろいろやハーモニー」 「初石工房」「エンゼルフラワー」 雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者

裁量事業

サービスと内容		利用できる方
日中一時 支援事業	短時間の日帰り型の施設支援。	緊急時や一時的に家族での介助が困難等 の方
訪問入浴サー ビス事業	家庭において簡易浴槽を利用しての 入浴サービス。	家庭用の浴槽での入浴が困難な中学生か ら64歳までの重度身体障害者（肢体不自 由で1級または2級）
更生訓練費	身体障害者施設に入所（または通所） し、更生訓練を受けている者に対し て、訓練と通所のための経費を支給 し、社会復帰の促進を図ります。	身体障害者施設にて更生訓練を受けてい る身体障害者
知的障害者職 親委託制度	職親に知的障害者を預け、職親の下で その更生に必要な指導訓練を行うこ とにより社会生活や日常生活上の援 助を行います。	知的障害者
点字・声の広 報等発行事業	流山市点訳奉仕会、流山市朗読グルー プにより、流山市広報、市公文書、各 種文書情報等の点訳及び視覚障害者 への朗読等を行うものです。	視覚障害者
奉仕員養成研 修事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記奉 仕員、手話通訳奉仕員の養成研修を行 うものです。	市内在住または在勤者
自動車運転免 許取得・改造 助成事業	①身体障害者の社会参加のための運 転免許取得に要した経費の一部を 助成します。 ②障害者自身が運転するための自動 車改造に要した経費の一部を助成 します。	①運転免許取得 身体障害者、知的障害者 ②自動車改造 身体障害者であって自ら運転する方

3 数値目標

国は障害福祉サービスの基盤整備にあたり、以下の「基本的な考え方」と「目標設定の考え方」を基本に数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととしています。県はこの考え方を踏襲しており、流山市においても国・県の基本的理念を踏まえ目標を設定します。

(1) 基本的考え方

① 必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

② 希望する障害者に日中活動サービスを保障

希望する障害者に適切な日中活動サービスを保障します。

③ グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における運用の場を拡大します。

(2) 目標設定の考え方

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成26年度末までに、平成17年度の入所施設の入所者の3割以上が地域生活に移行することを目指します。これにあわせて、平成26年度末時点の施設入所者数を1割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定します。

② 福祉施設から一般就労への移行等

平成26年度末までに福祉施設から一般就労に移行する者を現在の2倍以上とすることを目指します。これにあわせて、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成26年度末までに就労継続支援利用者を2倍以上とすることを目指します。

4 自立支援給付及び地域生活支援事業の見込み

(1) 自立支援給付の見込み

自立支援給付のうち介護給付と訓練等給付について、「訪問系サービス」「外出支援系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」の5つの分野ごとに見込みます。サービス事業者は、3障害全てに対応している事業者となります。

① 訪問系の見込み量

訪問系サービスについて、障害者手帳所持者の増加を踏まえ、以下のように見込みます。

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護	延時間 /月	1,659	1,750	1,841	1,932
行動援護 重度障害者等 包括支援	実人数 /月	63	67	70	74

② 外出支援系の見込み量

視覚障害者の外出支援系サービスについて、以下のとおり見込みます。

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
同行援護	延時間 /月	300	315	330	345
	実人数 /月	20	21	22	23

③ 日中活動系の見込み量

日中活動系サービスについて、以下のとおり見込みます。なお、障害者自立支援法では、同一施設において、複数の日中活動の場を提供する多機能型が認められているため、施設は利用者の状況に応じたサービス展開が可能となります。そのため、多機能型の方向性も含め、事業移行を支援していきます。

ア 生活介護

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	延日数 /月	2,520	2,576	2,631	2,686
	実人数 /月	137	140	143	146

イ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練 （機能訓練）	延日数 /月	13	26	26	39
	実人数 /月	1	2	2	3
自立訓練 （生活訓練）	延日数 /月	63	65	67	69
	実人数 /月	4	4	4	4

ウ 就労移行支援

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	延日数 /月	116	117	118	119
	実人数 /月	7	7	7	7

エ 就労継続支援

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援 （A型）	延日数 /月	40	40	60	80
	実人数 /月	2	2	3	4
就労継続支援 （B型）	延日数 /月	924	1,650	1,716	1,782
	実人数 /月	56	100	104	108

オ 療養介護

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	延日数 ／月	0	0	300	300
	実人数 ／月	0	0	10	10

平成25年度からの数値の増加は、重症心身障害児（者）施設の利用者を見込んだもの。

カ 児童デイサービス

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童デイサービス	延日数 ／月	135	0	0	0
	実人数 ／月	41	0	0	0

平成23年度の数値の増加は、「つばさ学園」児童デイサービス利用者の増加を見込んだもの。

平成24年度から、児童福祉法の適用になることから除くものとする。

キ 短期入所（ショートステイ）

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所 (ショートステイ)	延日数 ／月	201	210	218	227
	実人数 ／月	47	49	51	53

④ 居住系の見込み量

居住系サービスについては、現入所者の1割以上を地域での生活に移行することを目標とするため、その受け皿となる共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）など居住支援の場を確保していただけるよう関係事業者に働きかけを行います。

ア 施設入支援

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	実人数 /月	73	71	69	66

平成23年度の増加は、平成22年度にまだ新法に移行していない旧入所サービス分28人を見込んだもの。

旧体系サービスの実績と見込み量

平成18年4月から実施された障害者自立支援法は、大きな制度改革であったため、施設が提供するサービス（日中活動系サービス、居住系サービス）について、経過措置が設けられています。5年間の経過措置期間は、新体系と旧体系のサービスが共存し、平成23年度末までに新体系に移行します。流山市では、旧体系のサービス量を次のとおり見込みます。

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中活動系 旧入所サービス分	延日数 /月	800	0	0	
	実人数 /月	28	0	0	
日中活動系 旧通所サービス分	延日数 /月	44	0	0	
	実人数 /月	3	0	0	
居住系 旧入所サービス分	延日数 /月	800	0	0	
	実人数 /月	28	0	0	

イ 共同生活介護、共同生活援助

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活介護 共同生活援助	実人数 /月	58	69	80	92

⑤相談支援（サービス利用計画作成）

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援 (サービス利用 計画作成)	実人数 /年	6	25	100	450

サービス利用計画書とは、障害福祉サービスの利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービスが利用できるよう、サービスの種類やその必要量についてケアマネジメントを行うものです。平成24年4月からは、制度改正により、きめ細かく支援するために対象者を拡大することになります。これにより提供体制の整備を図りながら対象者を段階的に拡大します。

⑥サービス見込み量確保のための方策

現在サービスを提供している事業所に事業拡充を働きかけていくとともに、将来的な増加も見込み、周辺自治体との連携のもとに新規事業者の参入について働きかけを行います。

(2) 地域生活支援事業の見込み

ア 相談支援事業

(単位：事業所)

事業名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		実施見込み所数	実施見込み所数	実施見込み所数	実施見込み所数
相談支援事業等	障害者相談支援事業	2	2	2	2
	地域自立支援協議会	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業		1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		0	1	1	1

相談支援の見込み量

施設から地域への移行見込み人数や、一定以上のサービスを組み合わせて利用する人数の見込み量等を踏まえ、相談支援を以下のとおり見込みます。

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援	実人数 /月	1,027	1,097	1,167	1,237

イ コミュニケーション支援事業

(単位：回/年)

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施見込み回数	実施見込み回数	実施見込み回数	実施見込み回数
コミュニケーション支援事業	429	463	500	540

ウ 日常生活用具

(単位：件/年)

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施見込み件数	実施見込み件数	実施見込み件数	実施見込み件数
介護・訓練支援用具	9	9	10	10
自立生活支援用具	21	21	22	22
在宅療養等支援用具	30	30	32	32
情報・意思疎通支援用具	33	33	34	34
排泄管理支援用具	158	160	162	164
住宅改修費	3	3	4	4

エ 移動支援事業

事業名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	実施所数	16	17	18	19
	利用者数	33	33	33	34
	延利用時間数	3,362	3,341	3,420	3,500

オ 地域活動支援センター事業

事業名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
基礎的事業	実施所数	15	15	15	16	
	利用者数	223	226	229	252	
機能強化事業	I型	実施所数	1	1	1	2
		利用者数	96	97	98	119
	II型	実施所数	1	1	1	1
		利用者数	36	37	38	39
	III型	実施所数	4	4	4	4
		利用者数	69	70	71	72

地域活動支援センターの概要

基礎的事業…利用者に対し創作活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行うこと。			
機能強化事業		職員配置	利用者数
I型	● 専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整地域ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動等の事業を実施すること。	※ 2名以上常勤	概ね20名以上 (実利用人員/日)
		● 基礎的事業 2名以上 (うち1名専任)	
		● 機能強化事業 1名以上	

Ⅱ型	●地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施すること。	※1名以上常勤	概ね15名以上 (実利用人員/日)
		●基礎的事業 2名以上 (うち1名専任)	
		●機能強化事業 1名以上	
Ⅲ型	●小規模作業所の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること。	※1名以上常勤	概ね10名以上 (実利用人員/日) ※平成18年度に限って実利用人員の増加計画を策定した場合、5～10名 (作業所のみ)
		●基礎的事業 2名以上 (うち1名専任)	
		●機能強化事業 1名以上	

カ 日中一時支援事業の見込み量

事業名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	実施所数	17	18	18	19
	利用者数	144	152	161	170

キ 訪問入浴サービス事業

事業名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴サービス事業	実施所数	2	3	4	4
	利用者数	6	7	8	9

ク 更生訓練支給事業

(単位：人/年)

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用見込み者数			

更生訓練費	1	2	2	2
-------	---	---	---	---

ケ 知的障害者職親委託制度

事業名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
知的障害者 職親委託制度	実施所数	1	1	1	1
	利用者数	1	1	1	1

コ 点字・声の広報等発行事業

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用見込み回数	利用見込み回数	利用見込み回数	利用見込み回数
点字・声の広報等発行事業	298	298	298	298

サ 手話通訳奉仕員・要約筆記奉仕員事業

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	登録見込み者数	登録見込み者数	登録見込み者数	登録見込み者数
手話通訳奉仕員	7	10	15	20
要約筆記奉仕員	10	13	16	20

シ 自動車運転免許・改造助成事業

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用見込み者数	利用見込み者数	利用見込み者数	利用見込み者数
自動車運転免許・改造助成事業	5	5	5	5

ス 見込み量の確保のための方策

サービスの利用に支障のないよう、事業者へ地域生活支援事業の新規実施を働きかけ、サービスの質の向上と必要量の確保を図ります。

5 利用者負担と負担軽減策

(1) 制度上の負担軽減策

① 定率負担と月額上限額

障害福祉サービスについては、従来の応能負担から原則1割の定率負担が導入されるとともに、食費、光熱費が実費負担となりました。定率負担の費用は、基本的には利用したサービス量に比例しますが、際限なく増えすぎないように世帯の収入状況によって月あたりの上限額が設定されます。

② 個別減免

医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

③ 通所・在宅軽減

通所施設、ホームヘルプを利用する場合、所得が一定以下であれば月額の上限を引き下げる制度として通所・在宅軽減があります。

④ 食費・光熱費の軽減措置

自己負担となる食費・光熱費について、所得に応じた軽減措置があります。

⑤ グループホーム・ケアホーム入所者家賃補助

グループホーム・ケアホーム入所者に対し、家賃の一部を補足給付費として支給します。

(2) 市の負担軽減策

① 複数のサービスの負担軽減

自立支援給付の介護給付、訓練等給付、補装具及び地域生活支援事業の日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等のサービスを併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように「総合上限額」を設定し負担軽減を図ります。

②流山市グループホーム等入居者家賃補助

グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃に対し、流山市補助金規則に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するものです。

③流山市障害者支援施設等通所交通費助成

障害者支援施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するものです。

④流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成

就労支援施設を利用する障害者等の就労支援施設の利用料について助成することにより、障害者等の就労を支援し、利用者負担の軽減を図り、もって障害者等の社会参加の促進及び自立を図ります。

⑤精神障害者入院医療費助成

精神障害者が精神疾患の治療のために支払った入院医療費の保険診療内医療費自己負担分の4分の1に相当する額とし、月額1万円を限度とし助成するものです。

⑥在宅障害者一時介護料助成

在宅障害者(児)を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に有料で介護人に委託した場合、介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成するものです。

6 「障害者総合福祉法（仮称）」について

平成21年9月9日の連立政権合意において、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を作ることとして、平成21年12月8日「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。平成22年1月から「障がい者制度改革推進会議」において検討が進められています。

この会議での検討をうけ、政府は平成22年6月29日「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。

この閣議決定において、「障害者総合福祉法（仮称）」について平成24年に通常国会へ法案を提出し、平成25年8月までの施行を目指すこととされ議論が進められています。

従って、この法律が施行された際は、第3期流山市障害福祉計画についても必要に応じ見直しを図ります。